

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																
1	3		3	5	<p>3 公共機関（指定公共機関、指定地方公共機関）の業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[各機関共通事項]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 </td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 </td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 </td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>○電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>○ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>日本郵政公社</td> <td>○郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>○医療の確保</td> </tr> <tr> <td>公共的施設の管理者</td> <td>○道路・管理施設の適切な管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 </td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行、通貨・金融の調節 ○銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「2 行政機関」、「3 公共機関」の連絡先は別途整理する。</p>	関係機関	業 務	[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 	放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 	電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 	電気事業者	○電気の安定的な供給	ガス事業者	○ガスの安定的な供給	日本郵政公社	○郵便の確保	医療機関	○医療の確保	公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理	日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 	日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行、通貨・金融の調節 ○銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持 	<p>3 公共機関（指定公共機関、指定地方公共機関）の業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[各機関共通事項]</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 </td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 </td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 </td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>○電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>○ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業を営む者</td> <td>○郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>○医療の確保</td> </tr> <tr> <td>公共的施設の管理者</td> <td>○道路・管理施設の適切な管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 </td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ○金融機関の業務運営の確保に係る措置 ○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ○各種措置に関する広報 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「2 行政機関」、「3 公共機関」の連絡先は資料編6参照。</p>	関係機関	業 務	[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 	放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 	電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 	電気事業者	○電気の安定的な供給	ガス事業者	○ガスの安定的な供給	郵便事業を営む者	○郵便の確保	医療機関	○医療の確保	公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理	日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 	日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ○金融機関の業務運営の確保に係る措置 ○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ○各種措置に関する広報 	<p>日本郵政公社の民営化および日本銀行の活動内容に合わせた業務の追加に伴う文言訂正</p> <p>関係機関連絡先の新設などに伴う文言訂正</p>	H20.1	軽微
関係機関	業 務																																																								
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 																																																								
放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送																																																								
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 																																																								
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 																																																								
電気事業者	○電気の安定的な供給																																																								
ガス事業者	○ガスの安定的な供給																																																								
日本郵政公社	○郵便の確保																																																								
医療機関	○医療の確保																																																								
公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理																																																								
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 																																																								
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行、通貨・金融の調節 ○銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持 																																																								
関係機関	業 務																																																								
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護業務計画の作成・変更 ○組織の整備、訓練 ○被災情報の収集・報告 ○管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄 																																																								
放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容、緊急通報の内容の放送																																																								
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民・緊急物資の運送 ○旅客・貨物の運送の確保 																																																								
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ○通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱 																																																								
電気事業者	○電気の安定的な供給																																																								
ガス事業者	○ガスの安定的な供給																																																								
郵便事業を営む者	○郵便の確保																																																								
医療機関	○医療の確保																																																								
公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理																																																								
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○救援への協力 ○外国人の安否情報の収集・整理・回答 																																																								
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ○金融機関の業務運営の確保に係る措置 ○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ○各種措置に関する広報 																																																								
1	4	1	6	1 地形 <p>本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置しており、総面積<u>6.7.8 km²</u>となっている。</p> <p>（略）</p> <p>また、亀田川、<u>常盤川</u>、松倉川、汐泊川、原木川、尻岸内川、矢尻川、磯谷川などの2級河川がある。</p>	1 地形 <p>本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置しており、総面積<u>6.7.7.86 km²</u>となっている。</p> <p>（略）</p> <p>また、亀田川、<u>常盤川</u>、松倉川、汐泊川、原木川、尻岸内川、矢尻川、磯谷川などの2級河川がある。</p>	統計値等修正	—	軽微																																																	

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
1	4		2	7	<p>2 気候</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>月平均風速(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1975年～2000年 川汲：1979年～2000年</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>月降水量(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1971年～2000年 川汲：1979年～2000年</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>月平均気温(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1971年～2000年 川汲：1979年～2000年</p> <p>※観測地点や観測項目により統計開始年および統計期間が異なるため、平年値を比較する際は取り扱いに注意すること</p> </div>	<p>2 気候</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>月平均風速(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1981年～2010年 川汲：1981年～2010年</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>月降水量(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1981年～2010年 川汲：1981年～2010年</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>月平均気温(平年値)</p> <p>統計期間 函館市美原：1981年～2010年 川汲：1981年～2010年</p> <p>※観測地点や観測項目により統計開始年および統計期間が異なるため、平年値を比較する際は取り扱いに注意すること</p> </div>	統計値等修正	—	軽微

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																										
1	4		3	8	<p>3 人口分布</p> <p>平成17年の国勢調査では、65歳以上の老年人口は全人口の<u>23.9%</u>を占め、増加している一方、15歳未満の年少人口は<u>11.7%</u>と減少しており、少子高齢化が一層進行している。</p> <p>また、人口の多い町丁は、4,000人以上では、深堀町、富岡町2丁目、<u>富岡町1丁目、上湯川町、亀田港町、中道2丁目、亀田本町、石川町、本通1丁目</u>の順となっており、亀田支所管内に集中している。</p> <p>国勢調査人口の推移</p> <table border="1"> <caption>管内別人口（平成19年2月28日住民基本台帳）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">管内区分</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人 口（人）</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本庁</td><td>48,546</td><td>92,256</td><td>41,132</td><td>51,124</td></tr> <tr><td>湯川支所</td><td>26,786</td><td>53,839</td><td>24,734</td><td>29,105</td></tr> <tr><td>銭亀沢支所</td><td>3,452</td><td>8,361</td><td>3,955</td><td>4,406</td></tr> <tr><td>亀田支所</td><td>55,695</td><td>122,096</td><td>57,082</td><td>65,014</td></tr> <tr><td>戸井支所</td><td>1,369</td><td>3,581</td><td>1,703</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>恵山支所</td><td>1,687</td><td>4,239</td><td>2,049</td><td>2,190</td></tr> <tr><td>榎法華支所</td><td>556</td><td>1,414</td><td>678</td><td>736</td></tr> <tr><td>南茅部支所</td><td>2,507</td><td>6,941</td><td>3,318</td><td>3,623</td></tr> <tr><td>計</td><td>140,598</td><td>292,727</td><td>134,651</td><td>158,076</td></tr> </tbody> </table> <p>外国人登録人口（平成19年2月28日外国人登録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人 口（人）</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>412</td> <td>701</td> <td>305</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table>	管内区分	世帯数	人 口（人）			総数	男	女	本庁	48,546	92,256	41,132	51,124	湯川支所	26,786	53,839	24,734	29,105	銭亀沢支所	3,452	8,361	3,955	4,406	亀田支所	55,695	122,096	57,082	65,014	戸井支所	1,369	3,581	1,703	1,878	恵山支所	1,687	4,239	2,049	2,190	榎法華支所	556	1,414	678	736	南茅部支所	2,507	6,941	3,318	3,623	計	140,598	292,727	134,651	158,076	世帯数	人 口（人）			総数	男	女	412	701	305	396	<p>3 人口分布</p> <p>平成22年の国勢調査では、65歳以上の老年人口は全人口の<u>27.5%</u>を占め、増加している一方、15歳未満の年少人口は<u>10.9%</u>と減少しており、少子高齢化が一層進行している。</p> <p>また、人口の多い町丁は、4,000人以上では、深堀町、富岡町2丁目、<u>桔梗町、石川町、富岡町1丁目、亀田港町</u>の順となっており、亀田支所管内に集中している。</p> <p>国勢調査人口の推移</p> <table border="1"> <caption>管内別人口（平成28年3月31日住民基本台帳）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">管内区分</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人 口（人）</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本庁</td><td>47,218</td><td>81,425</td><td>36,257</td><td>45,168</td></tr> <tr><td>湯川支所</td><td>26,382</td><td>48,124</td><td>21,649</td><td>26,475</td></tr> <tr><td>銭亀沢支所</td><td>3,593</td><td>7,194</td><td>3,323</td><td>3,871</td></tr> <tr><td>亀田支所</td><td>60,012</td><td>117,560</td><td>54,185</td><td>63,375</td></tr> <tr><td>戸井支所</td><td>1,343</td><td>2,786</td><td>1,306</td><td>1,480</td></tr> <tr><td>恵山支所</td><td>1,602</td><td>3,179</td><td>1,520</td><td>1,659</td></tr> <tr><td>榎法華支所</td><td>492</td><td>1,004</td><td>473</td><td>531</td></tr> <tr><td>南茅部支所</td><td>2,568</td><td>5,501</td><td>2,632</td><td>2,869</td></tr> <tr><td>計</td><td>143,210</td><td>266,773</td><td>121,345</td><td>145,428</td></tr> <tr><td>うち外国人</td><td>689</td><td>808</td><td>312</td><td>496</td></tr> </tbody> </table> <p>注）うち外国人の世帯については、外国人のみで構成する世帯と日本人と外国人で構成する世帯の合計</p>	管内区分	世帯数	人 口（人）			総数	男	女	本庁	47,218	81,425	36,257	45,168	湯川支所	26,382	48,124	21,649	26,475	銭亀沢支所	3,593	7,194	3,323	3,871	亀田支所	60,012	117,560	54,185	63,375	戸井支所	1,343	2,786	1,306	1,480	恵山支所	1,602	3,179	1,520	1,659	榎法華支所	492	1,004	473	531	南茅部支所	2,568	5,501	2,632	2,869	計	143,210	266,773	121,345	145,428	うち外国人	689	808	312	496	統計値等修正	—	軽微
管内区分	世帯数	人 口（人）																																																																																																																																	
		総数	男	女																																																																																																																															
本庁	48,546	92,256	41,132	51,124																																																																																																																															
湯川支所	26,786	53,839	24,734	29,105																																																																																																																															
銭亀沢支所	3,452	8,361	3,955	4,406																																																																																																																															
亀田支所	55,695	122,096	57,082	65,014																																																																																																																															
戸井支所	1,369	3,581	1,703	1,878																																																																																																																															
恵山支所	1,687	4,239	2,049	2,190																																																																																																																															
榎法華支所	556	1,414	678	736																																																																																																																															
南茅部支所	2,507	6,941	3,318	3,623																																																																																																																															
計	140,598	292,727	134,651	158,076																																																																																																																															
世帯数	人 口（人）																																																																																																																																		
	総数	男	女																																																																																																																																
412	701	305	396																																																																																																																																
管内区分	世帯数	人 口（人）																																																																																																																																	
		総数	男	女																																																																																																																															
本庁	47,218	81,425	36,257	45,168																																																																																																																															
湯川支所	26,382	48,124	21,649	26,475																																																																																																																															
銭亀沢支所	3,593	7,194	3,323	3,871																																																																																																																															
亀田支所	60,012	117,560	54,185	63,375																																																																																																																															
戸井支所	1,343	2,786	1,306	1,480																																																																																																																															
恵山支所	1,602	3,179	1,520	1,659																																																																																																																															
榎法華支所	492	1,004	473	531																																																																																																																															
南茅部支所	2,568	5,501	2,632	2,869																																																																																																																															
計	143,210	266,773	121,345	145,428																																																																																																																															
うち外国人	689	808	312	496																																																																																																																															

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
1	4		3	9	<p>5歳階級別人口ピラミッド</p> <p>男 女</p> <p>(平成19年2月28日住民基本台帳)</p>	<p>5歳階級別人口ピラミッド</p> <p>男 女</p> <p>(平成28年3月31日住民基本台帳)</p>	統計値等修正	—	軽微
1	4		4	9	<p>4 観光客入込数</p> <p>本市への観光客は平成5年まで増加が顕著であったが、それ以降は大きな増減は見られず、500万人前後で推移している。</p>	<p>4 観光客入込数</p> <p>本市への観光客は平成23年度には、東日本大震災の影響で約410万人にまで落ち込みましたが、それ以降は増加傾向にあり、近年は480万人前後で推移している。</p>	統計値等修正	—	軽微
1	4		6	10	<p>6 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>鉄道は、北海道旅客鉄道㈱が運行しており、函館駅は4面8線の地上駅で、函館本線、津軽海峡線、江差線の列車が発着し、北は札幌方面へ、南は青森市方面へ続いている。</p> <p>(略)</p> <p>空港は、中心市街地の西に、3,000m滑走路を有する函館空港があり、道内では丘珠空港、新千歳空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港、釧路空港、奥尻空港、また、道外では東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港など、さらには、国際便としてロシア・ユジノサハリンスク空港、韓国・ソウル仁川空港との定期便が就航している。</p> <p>港湾は、函館湾にある函館港と樺法華地域にある樺法華港となっているが、函館港の係留施設のうち港町埠頭では水深1.4m岸壁を有し延長は28.0mとなっており5万t級の船舶を係留することができる。</p>	<p>6 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>鉄道は、北海道旅客鉄道㈱および道南いさりび鉄道㈱が運行しており、函館駅は4面8線の地上駅で、函館本線、道南いさりび鉄道線の列車が発着し、北は札幌方面へ、南は木古内町方面へ続いている。</p> <p>(略)</p> <p>空港は、中心市街地の東に、3,000m滑走路を有する函館空港があり、道内では丘珠空港、新千歳空港、奥尻空港、また、道外では東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、さらには、国際便として中国や台湾などとの定期便が運航している。</p> <p>港湾は、函館湾に面する函館港と太平洋に面する樺法華港があり、函館港のけい留施設は水深4.5～14.0m、樺法華港のけい留施設は水深2.0～4.0mである。</p>	定期便の変更に伴う文言訂正および記述の整理	—	軽微

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																						
1	4		8	10	<p>8 本市に近接する施設等</p> <p>本市には所在しないが、近接する重要な施設としては、北斗市七重浜に石油、高圧ガスの貯蔵施設があり、また、津軽海峡を挟んで約1.8km南に位置する青森県下北郡大間町では、原子力発電所の建設が計画されている。</p>	<p>8 本市に近接する施設等</p> <p>本市には所在しないが、近接する重要な施設としては、北斗市七重浜に石油、高圧ガスの貯蔵施設があり、また、津軽海峡を挟んだ青森県下北郡大間町では、原子力発電所の建設が進められており、最短距離で約2.3km南に位置している。</p>	記述の整理	—	軽微																																						
2	1	1	1	12	<p>1 市の各部における平素の業務</p> <p>市の各部は、次のとおり国民保護措置の準備に係る業務を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>○ボランティア育成の環境整備（福祉部所管分） ○死体処理・埋火葬体制の整備</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>○食糧等生活必需品等の調達体制の整備 ○観光客の避難対策の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td>○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務部	略	福祉部	○ボランティア育成の環境整備（福祉部所管分） ○死体処理・埋火葬体制の整備	環境部	略	保健所	略	商工観光部	○食糧等生活必需品等の調達体制の整備 ○観光客の避難対策の整備		以下略	水道局	○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保		以下略	<p>1 市の各部における平素の業務</p> <p>市の各部は、次のとおり国民保護措置の準備に係る業務を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>○ボランティア育成の環境整備（保健福祉部所管分） ○遺体処理・埋火葬体制の整備</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>○食糧等生活必需品等の調達体制の整備</td> </tr> <tr> <td>観光部</td> <td>○観光客の避難対策の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下略</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務部	略	保健福祉部	○ボランティア育成の環境整備（保健福祉部所管分） ○遺体処理・埋火葬体制の整備	環境部	略	保健所	略	経済部	○食糧等生活必需品等の調達体制の整備	観光部	○観光客の避難対策の整備		以下略	企業局	○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保		以下略	<p>機構改革に伴う文言訂正</p> <p>北海道国民保護計画の改訂に伴う文言訂正</p>	—	軽微
部局名	平素の業務																																														
総務部	略																																														
福祉部	○ボランティア育成の環境整備（福祉部所管分） ○死体処理・埋火葬体制の整備																																														
環境部	略																																														
保健所	略																																														
商工観光部	○食糧等生活必需品等の調達体制の整備 ○観光客の避難対策の整備																																														
	以下略																																														
水道局	○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保																																														
	以下略																																														
部局名	平素の業務																																														
総務部	略																																														
保健福祉部	○ボランティア育成の環境整備（保健福祉部所管分） ○遺体処理・埋火葬体制の整備																																														
環境部	略																																														
保健所	略																																														
経済部	○食糧等生活必需品等の調達体制の整備																																														
観光部	○観光客の避難対策の整備																																														
	以下略																																														
企業局	○飲料水確保体制の整備 ○応急措置のための資材の確保																																														
	以下略																																														
2	1	1	2	14	<p>2 市職員および消防団員の参集基準等</p> <p>(8) 消防団の充実、活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取り組みを積極的にを行い、消防団の充実、活性化を図る。</p>	<p>2 市職員および消防団員の参集基準等</p> <p>(8) 消防団の充実、活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取り組みを積極的にを行い、消防団の充実、活性化を図る。</p>	総務省消防庁国民保護計画の改訂に伴う文言訂正	—	軽微																																						
2	1	2	3	16	<p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 近接市町との連携</p> <p>市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。</p>	<p>3 近接市町との連携</p> <p>(1) 近接市町との連携</p> <p>市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。</p>	「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結したことに伴う記述の整理	H21.3	協議																																						

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
2	1	3	1	17	<p>1 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>1 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	北海道国民保護計画との整合に伴う文言訂正	H21.3	軽微
2	1	4	2	19	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、<u>警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備および整備済み地域における通信方式のデジタル化に努めるなど通信体制の充実に努める。</u></p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、<u>防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団および町内会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、指定公共機関および指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。</u>さらに緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	国の基本指針の変更に伴う緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の追加および記述の整理	H26.11	協議
2	1	4	3	21	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍</p>	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（<u>郵便番号を含む</u>） ⑥ 国籍</p>	安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の一部改正（H18.4.1施行）に伴う文言訂正	H20.1	軽微

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
2	2		1	24	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導にあたっては高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、市総務部・福祉部を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるような体制を整備する。</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 要配慮者への対策</p> <p>市は、避難住民の誘導にあたっては高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、市総務部・保健福祉部・子ども未来部を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるような体制を整備する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う文言訂正</p> <p>機構改革に伴う文言訂正</p>	—	軽微
2	2		6	26	<p>【生活関連等施設の種類および所管省庁】</p> <p>第28条5号 核燃料物質（汚染物質含む。） 文部科学省 経済産業省</p> <p>6号 核原料物質 文部科学省 経済産業省</p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質含む。） 文部科学省</p>	<p>【生活関連等施設の種類および所管省庁】</p> <p>第28条5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） 原子力規制委員会</p> <p>6号 核原料物質 原子力規制委員会</p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 原子力規制委員会</p>	<p>原子力規制委員会設置による所管省庁の変更に伴う文言訂正</p>	H26.11	軽微
3	1		1	30	<p>緊急本部組織体制と関係機関</p> <p>【緊急本部】</p> <p>総務部次長 総務部参事（防災） 消防次長</p> <p>【関係機関】</p> <p>道、渡島支庁 道警察</p>	<p>緊急本部組織体制と関係機関</p> <p>【緊急本部】</p> <p>総務部次長 総務部防災担当課長 消防本部次長</p> <p>【関係機関】</p> <p>道、渡島総合振興局 道警察</p>	<p>北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行および機構改革に伴う文言訂正</p>	—	軽微
3	2		1	33	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>⑥本部の代替機能の確保</p> <p>【予備施設】</p> <p>第1順位—市消防本部の本部庁舎</p> <p>第2順位—東消防署庁舎</p> <p>第3順位—上記以外の市有施設</p>	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>⑥本部の代替機能の確保</p> <p>【予備施設】</p> <p>第1順位—市総合保健センター</p> <p>第2順位—上記以外の市有施設</p>	<p>函館市地域防災計画の改訂に伴う文言訂正</p>	—	軽微

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																			
3	2	1	34	1	<p>1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成および機能</p> <p>市対策本部の組織および機能</p> <p>市対策本部 市対策本部長（市長） 市対策本部副本部長（副市長2名） 市対策本部長（企画部長、総務部長、財務部長、競輪事業部長、市民部長、福祉部長、環境部長、保健所長、商工観光部長、農林水産部長、土木部長、都市建設部長、港湾空港部長、戸井支所、恵山支所、根法支所、南茅部支所、会計部長、教育長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、水道局長、交通局長、病院局長、消防長）</p> <p>市長部局 企画部、総務部、財務部 競輪事業部、市民部、福祉部 環境部、保健所、商工観光部 農林水産部、土木部、都市建設部 港湾空港部、戸井支所、恵山支所 根法支所、南茅部支所、会計部 消防本部</p> <p>支援要員の派遣 決定内容の指示</p> <p>企画・総務対策部 本部班 秘書班 広報班 情報収集班</p> <p>現地調整所 現地対策本部</p> <p>※市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。</p>	<p>1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成および機能</p> <p>市対策本部の組織および機能</p> <p>市対策本部 市対策本部長（市長） 市対策本部副本部長（副市長2名） 市対策本部長（企画部長、総務部長、財務部長、競輪事業部長、市民部長、福祉部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、経済部、観光部、農林水産部長、土木部、都市建設部、港湾空港部、戸井支所、恵山支所、根法支所、南茅部支所、会計部）</p> <p>市長部局 企画部、総務部、財務部 競輪事業部、市民部、保健福祉部 保健所、子ども未来部、環境部 経済部、観光部、農林水産部 土木部、都市建設部、港湾空港部 戸井支所、恵山支所、根法支所、南茅部支所、会計部</p> <p>支援要員の派遣 決定内容の指示</p> <p>企画・総務対策部 本部班 秘書班 広報班 情報収集班</p> <p>現地調整所 現地対策本部</p> <p>※市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。</p>	機構改革に伴う文言訂正	—	軽微																																																																			
3	2	1	34	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企画対策部 (企画部)</td> <td>広報班 (広報課長)</td> <td>広報課、地域振興課</td> <td>・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること</td> </tr> <tr> <td>情報収集班 (東京事務所長)</td> <td>東京事務所、国際課</td> <td>・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>企画避難誘導班 (企画管理課長)</td> <td>広報班、情報収集班 以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務対策部 (総務部)</td> <td>本部班 (総務課長)</td> <td>総務課、職員厚生課、文書法制課</td> <td>・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>秘書課</td> <td>・本部長、副本部長の秘書業務に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務避難誘導班 (人事課長)</td> <td>本部班、秘書班以外 の課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>競輪対策部 (競輪事業部)</td> <td>競輪避難誘導班 (業務課長)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務対策部 (財務部)</td> <td>管財班 (管理課長)</td> <td>管理課、財政課</td> <td>・公有財産の応急利用に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務避難誘導班 (調度課長)</td> <td>管財班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	企画対策部 (企画部)	広報班 (広報課長)	広報課、地域振興課	・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること	情報収集班 (東京事務所長)	東京事務所、国際課	・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班、情報収集班 以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	総務対策部 (総務部)	本部班 (総務課長)	総務課、職員厚生課、文書法制課	・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長の秘書業務に関すること	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班、秘書班以外 の課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (業務課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課、財政課	・公有財産の応急利用に関すること	財務避難誘導班 (調度課長)	管財班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企画対策部 (企画部)</td> <td>広報班 (広報広聴課長)</td> <td>広報広聴課、政策推進課</td> <td>・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること</td> </tr> <tr> <td>情報収集班 (計画調整課長)</td> <td>計画調整課、国際・地域交流課</td> <td>・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>企画避難誘導班 (企画管理課長)</td> <td>広報班、情報収集班 以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務対策部 (総務部)</td> <td>本部班 (防災担当課長)</td> <td>総務課、職員厚生課、文書法制課</td> <td>・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>秘書課</td> <td>・本部長、副本部長の秘書業務に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務避難誘導班 (人事課長)</td> <td>本部班、秘書班以外 の課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務対策部 (財務部)</td> <td>管財班 (管理課長)</td> <td>管理課、財政課</td> <td>・公有財産の応急利用に関すること</td> </tr> <tr> <td>競輪対策部 (競輪事業部)</td> <td>競輪避難誘導班 (事業課長)</td> <td>事業課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	企画対策部 (企画部)	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課、政策推進課	・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること	情報収集班 (計画調整課長)	計画調整課、国際・地域交流課	・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班、情報収集班 以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	総務対策部 (総務部)	本部班 (防災担当課長)	総務課、職員厚生課、文書法制課	・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長の秘書業務に関すること	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班、秘書班以外 の課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課、財政課	・公有財産の応急利用に関すること	競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (事業課長)	事業課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	機構改革に伴う文言訂正	—	軽微
部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																									
企画対策部 (企画部)	広報班 (広報課長)	広報課、地域振興課	・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること																																																																									
	情報収集班 (東京事務所長)	東京事務所、国際課	・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること																																																																									
	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班、情報収集班 以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									
総務対策部 (総務部)	本部班 (総務課長)	総務課、職員厚生課、文書法制課	・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他																																																																									
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長の秘書業務に関すること																																																																									
	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班、秘書班以外 の課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									
	競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (業務課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																								
財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課、財政課	・公有財産の応急利用に関すること																																																																									
	財務避難誘導班 (調度課長)	管財班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									
部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																									
企画対策部 (企画部)	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課、政策推進課	・報道機関との連絡調整に関すること ・記者会見に関すること ・広報活動（緊急情報以外）に関すること																																																																									
	情報収集班 (計画調整課長)	計画調整課、国際・地域交流課	・政府関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること																																																																									
	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班、情報収集班 以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									
総務対策部 (総務部)	本部班 (防災担当課長)	総務課、職員厚生課、文書法制課	・国民保護措置の総括に関すること ・緊急本部、対策本部の設置、廃止、運営に関すること ・国、道、関係機関への報告、連絡調整に関すること ・被災情報、安否情報等の取りまとめに関すること ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・応援派遣要請に関すること ・運送に関わる公用車の配車に関すること ・特殊標章の交付に関すること ・その他																																																																									
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長、副本部長の秘書業務に関すること																																																																									
	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班、秘書班以外 の課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									
	財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課、財政課	・公有財産の応急利用に関すること																																																																								
競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (事業課長)	事業課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																									

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																																																												
3	2		1	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民対策部 (市民部)</td> <td>住民対応班 (市民課長)</td> <td>市民課、男女共同参画課、湯川・銭亀 漁、魚田支所</td> <td>・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること</td> </tr> <tr> <td>市民避難誘導班 (国保年金課長)</td> <td>住民対応班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉対策部 (福祉部)</td> <td>福祉班 (社会課長)</td> <td>社会課(斎場含む)、福祉推進課、参事</td> <td>・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)</td> <td>福祉班以外の課等</td> <td>・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境対策部 (環境部)</td> <td>清掃班 (清掃事業課長)</td> <td>清掃事業課、清掃施設課、日乃出清掃工場、埋立て処分場</td> <td>・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境避難誘導班 (管理課長)</td> <td>清掃班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健対策部 (保健所)</td> <td>衛生班 (管理課長)</td> <td>管理課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所</td> <td>・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健住民支援班 (保健予防課長)</td> <td>衛生班以外の課等</td> <td>・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工対策部 (商工観光部)</td> <td>観光班 (観光課長)</td> <td>商工管理課、労働課、計量検査所、観光課、参事</td> <td>・観光客の避難誘導の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>調達班 (商業課長)</td> <td>観光班以外の課等</td> <td>・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農水対策部 (農林水産部)</td> <td>輸送班 (水産課長)</td> <td>管理課、水産課</td> <td>・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>防疫班 (農林課長)</td> <td>輸送班以外の課等</td> <td>・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木対策部 (土木部)</td> <td>応急班 (維持課長)</td> <td>管理課、河川課、維持課、緑化推進課</td> <td>・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>土木避難誘導班 (用地課長)</td> <td>応急班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設対策部 (都市建設部)</td> <td>住宅班 (建築課長)</td> <td>建築課、住宅課、建築指導課</td> <td>・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること</td> </tr> <tr> <td>建設避難誘導班 (住づくり推進課長)</td> <td>住宅班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">港湾対策部 (港湾空港部)</td> <td>港湾輸送班 (管理課長)</td> <td>管理課、港湾課、空港課</td> <td>・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>戸井対策部 (戸井支所)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">恵山対策部 (恵山支所)</td> <td>恵山避難誘導班 (地域振興課長)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>厳法華対策部 (厳法華支所)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南茅部対策部 (南茅部支所)</td> <td>南茅部避難誘導班 (地域振興課長)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	市民対策部 (市民部)	住民対応班 (市民課長)	市民課、男女共同参画課、湯川・銭亀 漁、魚田支所	・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること	市民避難誘導班 (国保年金課長)	住民対応班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	福祉対策部 (福祉部)	福祉班 (社会課長)	社会課(斎場含む)、福祉推進課、参事	・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること	福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)	福祉班以外の課等	・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること	環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	清掃事業課、清掃施設課、日乃出清掃工場、埋立て処分場	・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること	環境避難誘導班 (管理課長)	清掃班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	保健対策部 (保健所)	衛生班 (管理課長)	管理課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所	・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること	保健住民支援班 (保健予防課長)	衛生班以外の課等	・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること	商工対策部 (商工観光部)	観光班 (観光課長)	商工管理課、労働課、計量検査所、観光課、参事	・観光客の避難誘導の実施に関すること	調達班 (商業課長)	観光班以外の課等	・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること	農水対策部 (農林水産部)	輸送班 (水産課長)	管理課、水産課	・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること	防疫班 (農林課長)	輸送班以外の課等	・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること	土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、河川課、維持課、緑化推進課	・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること	土木避難誘導班 (用地課長)	応急班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅課、建築指導課	・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること	建設避難誘導班 (住づくり推進課長)	住宅班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	管理課、港湾課、空港課	・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること	戸井対策部 (戸井支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	厳法華対策部 (厳法華支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民対策部 (市民部)</td> <td>住民対応班 (市民・男女共同参画課長)</td> <td>市民・男女共同参画課、くらし安心課、湯川・銭亀沢、魚田支所</td> <td>・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること ・安否情報の照会の受理と情報の提供に関すること</td> </tr> <tr> <td>市民避難誘導班 (国保年金課長)</td> <td>住民対応班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉対策部 (保健福祉部)</td> <td>福祉班 (管理課長)</td> <td>管理課、地域福祉課、指導監督課</td> <td>・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>衛生班 (地域保健課長)</td> <td>地域保健課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所</td> <td>・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境対策部 (環境部)</td> <td>福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)</td> <td>福祉班、衛生、保健班、民支援班以外の課等</td> <td>・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健住民支援班 (健康増進課長)</td> <td>健康増進課、保健予防課、母子保健課</td> <td>・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境対策部 (環境部)</td> <td>清掃班 (清掃事業課長)</td> <td>管理課、清掃事業課、日乃出クリーンセンター、埋込処分場</td> <td>・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境避難誘導班 (環境総務課長)</td> <td>清掃班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済対策部 (経済部)</td> <td>調達班 (経済企画課長)</td> <td>全課</td> <td>・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること</td> </tr> <tr> <td>観光対策部 (観光部)</td> <td>観光班</td> <td>・観光客の避難誘導の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農水対策部 (農林水産部)</td> <td>輸送班 (水産課長)</td> <td>企画調整課、水産課</td> <td>・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>防疫班 (農務課長)</td> <td>輸送班以外の課等</td> <td>・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木対策部 (土木部)</td> <td>応急班 (維持課長)</td> <td>管理課、施設管理課、維持課、公園河川整備課</td> <td>・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>土木避難誘導班 (用地管理課長)</td> <td>応急班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設対策部 (都市建設部)</td> <td>住宅班 (建築課長)</td> <td>建築課、住宅課、建築行政課</td> <td>・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること</td> </tr> <tr> <td>建設避難誘導班 (まおづくり員課長)</td> <td>住宅班以外の課等</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">港湾対策部 (港湾空港部)</td> <td>港湾輸送班 (管理課長)</td> <td>全課</td> <td>・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>戸井対策部 (戸井支所)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">恵山対策部 (恵山支所)</td> <td>恵山避難誘導班 (地域振興課長)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>厳法華対策部 (厳法華支所)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南茅部対策部 (南茅部支所)</td> <td>南茅部避難誘導班 (地域振興課長)</td> <td>全課</td> <td>・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	市民対策部 (市民部)	住民対応班 (市民・男女共同参画課長)	市民・男女共同参画課、くらし安心課、湯川・銭亀沢、魚田支所	・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること ・安否情報の照会の受理と情報の提供に関すること	市民避難誘導班 (国保年金課長)	住民対応班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	保健福祉対策部 (保健福祉部)	福祉班 (管理課長)	管理課、地域福祉課、指導監督課	・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること	衛生班 (地域保健課長)	地域保健課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所	・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること	環境対策部 (環境部)	福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)	福祉班、衛生、保健班、民支援班以外の課等	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること	保健住民支援班 (健康増進課長)	健康増進課、保健予防課、母子保健課	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること	環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	管理課、清掃事業課、日乃出クリーンセンター、埋込処分場	・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること	環境避難誘導班 (環境総務課長)	清掃班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	経済対策部 (経済部)	調達班 (経済企画課長)	全課	・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること	観光対策部 (観光部)	観光班	・観光客の避難誘導の実施に関すること	農水対策部 (農林水産部)	輸送班 (水産課長)	企画調整課、水産課	・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること	防疫班 (農務課長)	輸送班以外の課等	・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること	土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、施設管理課、維持課、公園河川整備課	・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること	土木避難誘導班 (用地管理課長)	応急班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅課、建築行政課	・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること	建設避難誘導班 (まおづくり員課長)	住宅班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	全課	・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること	戸井対策部 (戸井支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	厳法華対策部 (厳法華支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること	<p>機構改革に伴う文言訂正</p>	—	軽微
部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																																																																																																																		
市民対策部 (市民部)	住民対応班 (市民課長)	市民課、男女共同参画課、湯川・銭亀 漁、魚田支所	・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること																																																																																																																																																																		
	市民避難誘導班 (国保年金課長)	住民対応班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
福祉対策部 (福祉部)	福祉班 (社会課長)	社会課(斎場含む)、福祉推進課、参事	・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること																																																																																																																																																																		
	福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)	福祉班以外の課等	・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること																																																																																																																																																																		
環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	清掃事業課、清掃施設課、日乃出清掃工場、埋立て処分場	・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること																																																																																																																																																																		
	環境避難誘導班 (管理課長)	清掃班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
保健対策部 (保健所)	衛生班 (管理課長)	管理課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所	・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること																																																																																																																																																																		
	保健住民支援班 (保健予防課長)	衛生班以外の課等	・災害者の救護、相談に関すること ・災害時要援護者の支援に関すること																																																																																																																																																																		
商工対策部 (商工観光部)	観光班 (観光課長)	商工管理課、労働課、計量検査所、観光課、参事	・観光客の避難誘導の実施に関すること																																																																																																																																																																		
	調達班 (商業課長)	観光班以外の課等	・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること																																																																																																																																																																		
農水対策部 (農林水産部)	輸送班 (水産課長)	管理課、水産課	・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	防疫班 (農林課長)	輸送班以外の課等	・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること																																																																																																																																																																		
土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、河川課、維持課、緑化推進課	・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	土木避難誘導班 (用地課長)	応急班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅課、建築指導課	・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること																																																																																																																																																																		
	建設避難誘導班 (住づくり推進課長)	住宅班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	管理課、港湾課、空港課	・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	戸井対策部 (戸井支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
	厳法華対策部 (厳法華支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																																																																																																																	
市民対策部 (市民部)	住民対応班 (市民・男女共同参画課長)	市民・男女共同参画課、くらし安心課、湯川・銭亀沢、魚田支所	・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること ・安否情報の照会の受理と情報の提供に関すること																																																																																																																																																																		
	市民避難誘導班 (国保年金課長)	住民対応班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
保健福祉対策部 (保健福祉部)	福祉班 (管理課長)	管理課、地域福祉課、指導監督課	・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること																																																																																																																																																																		
	衛生班 (地域保健課長)	地域保健課、生活衛生課、食肉検査所、衛生試験所	・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること																																																																																																																																																																		
環境対策部 (環境部)	福祉住民支援班 (介護高齢福祉課長)	福祉班、衛生、保健班、民支援班以外の課等	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること																																																																																																																																																																		
	保健住民支援班 (健康増進課長)	健康増進課、保健予防課、母子保健課	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること																																																																																																																																																																		
環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	管理課、清掃事業課、日乃出クリーンセンター、埋込処分場	・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること																																																																																																																																																																		
	環境避難誘導班 (環境総務課長)	清掃班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
経済対策部 (経済部)	調達班 (経済企画課長)	全課	・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること																																																																																																																																																																		
	観光対策部 (観光部)	観光班	・観光客の避難誘導の実施に関すること																																																																																																																																																																		
農水対策部 (農林水産部)	輸送班 (水産課長)	企画調整課、水産課	・漁業船舶の備上げ、海上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	防疫班 (農務課長)	輸送班以外の課等	・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること																																																																																																																																																																		
土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、施設管理課、維持課、公園河川整備課	・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	土木避難誘導班 (用地管理課長)	応急班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅課、建築行政課	・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること																																																																																																																																																																		
	建設避難誘導班 (まおづくり員課長)	住宅班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	全課	・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること																																																																																																																																																																		
	戸井対策部 (戸井支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
	厳法華対策部 (厳法華支所)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		
南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること																																																																																																																																																																		

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																																		
3	2		1	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計対策部 (会計部)</td> <td>会計班 (会計課長)</td> <td>全課</td> <td>・市有の現金、有価証券等の保管に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育対策部 (教育委員会)</td> <td>遊離所班 (管理課長)</td> <td>文化財課, 中央図書館, 博物館を除く生涯学習部の全課</td> <td>・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>文教班 (学務課長)</td> <td>学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 中央図書館, 博物館</td> <td>・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会対策部 (議会事務局)</td> <td>議会遊離誘導班 (庶務課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>選挙遊離誘導班 (選挙課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>監査対策部 (監査事務局)</td> <td>監査遊離誘導班 (監査課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>水道班 (業務課長)</td> <td>事業部の全課</td> <td>・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>水道遊離誘導班 (総務課長)</td> <td>管理部の全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>交通対策部 (交通局)</td> <td>交通輸送班 (管理課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事</td> </tr> <tr> <td>病院対策部 (病院局)</td> <td>医療班 (庶務課長)</td> <td>全科</td> <td>・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防対策部 (消防本部)</td> <td>庶務班 (庶務課長)</td> <td>庶務課</td> <td>・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防班 (警防課長)</td> <td>通信担当以外の警防課</td> <td>・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救急班 (救急課長)</td> <td>救急課</td> <td>・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>通信班 (当直司令長)</td> <td>警防課通信担当</td> <td>・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>予防班 (予防課長)</td> <td>予防課</td> <td>・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>北管内消火救助班 (北消防署長)</td> <td>北消防署</td> <td>・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>東管内消火救助班 (東消防署長)</td> <td>東消防署</td> <td>・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	・市有の現金、有価証券等の保管に関する事	教育対策部 (教育委員会)	遊離所班 (管理課長)	文化財課, 中央図書館, 博物館を除く生涯学習部の全課	・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事	文教班 (学務課長)	学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 中央図書館, 博物館	・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事	議会対策部 (議会事務局)	議会遊離誘導班 (庶務課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙遊離誘導班 (選挙課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	監査対策部 (監査事務局)	監査遊離誘導班 (監査課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (業務課長)	事業部の全課	・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事	水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く	水道遊離誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	交通対策部 (交通局)	交通輸送班 (管理課長)	全課	・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事	病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事	消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事	警防班 (警防課長)	通信担当以外の警防課	・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事	通信班 (当直司令長)	警防課通信担当	・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事	予防班 (予防課長)	予防課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事	北管内消火救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事	東管内消火救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部(担当部)</th> <th>班(班長)</th> <th>担当課等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計対策部 (会計部)</td> <td>会計班 (会計課長)</td> <td>全課</td> <td>・市有の現金、有価証券等の保管に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育対策部 (教育委員会)</td> <td>遊離所班 (管理課長)</td> <td>文化財課, 博物館を除く生涯学習部の全課</td> <td>・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>文教班 (学校教育課長)</td> <td>学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 博物館</td> <td>・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会対策部 (議会事務局)</td> <td>議会遊離誘導班 (庶務課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>選挙遊離誘導班 (選挙課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>監査対策部 (監査事務局)</td> <td>監査遊離誘導班 (監査課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>水道班 (管路整備室, 上下水道部の全課)</td> <td>水道班</td> <td>・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く</td> <td>水道遊離誘導班 (総務課長)</td> <td>管理部の全課</td> <td>・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>交通対策部 (企業局交通部)</td> <td>交通輸送班 (安全推進課長)</td> <td>全課</td> <td>・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事</td> </tr> <tr> <td>病院対策部 (病院局)</td> <td>医療班 (庶務課長)</td> <td>全科</td> <td>・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">消防対策部 (消防本部)</td> <td>庶務班 (庶務課長)</td> <td>庶務課</td> <td>・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防班 (警防課長)</td> <td>警防課</td> <td>・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救急班 (救急課長)</td> <td>救急課</td> <td>・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>通信班 (消防指令センター)</td> <td>予防班, 指導課</td> <td>・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事 ・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>予防班 (予防課長)</td> <td>予防課</td> <td>・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>北管内消火救助班 (北消防署長)</td> <td>北消防署</td> <td>・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>東管内消火救助班 (東消防署長)</td> <td>東消防署</td> <td>・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容	会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	・市有の現金、有価証券等の保管に関する事	教育対策部 (教育委員会)	遊離所班 (管理課長)	文化財課, 博物館を除く生涯学習部の全課	・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事	文教班 (学校教育課長)	学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 博物館	・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事	議会対策部 (議会事務局)	議会遊離誘導班 (庶務課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙遊離誘導班 (選挙課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	監査対策部 (監査事務局)	監査遊離誘導班 (監査課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (管路整備室, 上下水道部の全課)	水道班	・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事	水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道遊離誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事	交通対策部 (企業局交通部)	交通輸送班 (安全推進課長)	全課	・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事	病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事	消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事	警防班 (警防課長)	警防課	・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事	通信班 (消防指令センター)	予防班, 指導課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事 ・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事	予防班 (予防課長)	予防課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事	北管内消火救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事	東管内消火救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事	<p>機構改革に伴う文言訂正</p>	—	軽微
部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																																																																																								
会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	・市有の現金、有価証券等の保管に関する事																																																																																																																																								
教育対策部 (教育委員会)	遊離所班 (管理課長)	文化財課, 中央図書館, 博物館を除く生涯学習部の全課	・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事																																																																																																																																								
	文教班 (学務課長)	学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 中央図書館, 博物館	・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事																																																																																																																																								
議会対策部 (議会事務局)	議会遊離誘導班 (庶務課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙遊離誘導班 (選挙課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
監査対策部 (監査事務局)	監査遊離誘導班 (監査課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (業務課長)	事業部の全課	・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事																																																																																																																																								
水道対策部 (水道局) ※支所業務兼務者は除く	水道遊離誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
	交通対策部 (交通局)	交通輸送班 (管理課長)	全課	・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事																																																																																																																																							
病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事																																																																																																																																								
消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事																																																																																																																																								
	警防班 (警防課長)	通信担当以外の警防課	・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事																																																																																																																																								
	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事																																																																																																																																								
	通信班 (当直司令長)	警防課通信担当	・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事																																																																																																																																								
	予防班 (予防課長)	予防課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事																																																																																																																																								
	北管内消火救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事																																																																																																																																								
	東管内消火救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事																																																																																																																																								
部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容																																																																																																																																								
会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	・市有の現金、有価証券等の保管に関する事																																																																																																																																								
教育対策部 (教育委員会)	遊離所班 (管理課長)	文化財課, 博物館を除く生涯学習部の全課	・遊離所の開設, 運営, 廃止, 遊離住民等の受け入れに関する事 ・教育施設の応急措置に関する事 ・応急給食の配給に関する事 ・遊離所自主運営組織の支援に関する事																																																																																																																																								
	文教班 (学校教育課長)	学校教育部の全課, 生涯学習部の文化財課, 博物館	・応急教育の確保, 教科書, 学用品の給与に関する事 ・文化財の保全対策に関する事																																																																																																																																								
議会対策部 (議会事務局)	議会遊離誘導班 (庶務課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙遊離誘導班 (選挙課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
監査対策部 (監査事務局)	監査遊離誘導班 (監査課長)	全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (管路整備室, 上下水道部の全課)	水道班	・応急給水, 緊急浄水処理, 水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事																																																																																																																																								
水道対策部 (企業局管理部, 上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道遊離誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・遊離実施要領に基づく遊離誘導の実施に関する事 ・遊離実施要領の周知, 遊離所運営の支援に関する事																																																																																																																																								
	交通対策部 (企業局交通部)	交通輸送班 (安全推進課長)	全課	・遊離者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事																																																																																																																																							
病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事																																																																																																																																								
消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事 ・特殊作業を伴う救助等に関する事																																																																																																																																								
	警防班 (警防課長)	警防課	・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事																																																																																																																																								
	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事																																																																																																																																								
	通信班 (消防指令センター)	予防班, 指導課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事 ・無線統制, 無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事																																																																																																																																								
	予防班 (予防課長)	予防課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物等の安全確保に関する事																																																																																																																																								
	北管内消火救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事																																																																																																																																								
	東管内消火救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火, 救助, 災害防除, 遊離誘導に関する事																																																																																																																																								

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
3	2		1	36	1 市対策本部の設置 (4) 市対策本部における広報等 ①～③ 略 ④関係する報道機関 関係する報道機関名称連絡先は別途整理する。	1 市対策本部の設置 (4) 市対策本部における広報等 ①～③ 略 ④関係する報道機関 関係する報道機関名称連絡先は資料編6へ掲載する。	関係機関連絡先の新設に伴う文言訂正	—	軽微
3	3		1	39	(新設)	1 国、道の対策本部および現地対策本部との連携 (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携 市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。	国の基本指針の変更に伴う変更	H21.3	協議
3	3		3	40	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 派遣要請の求めおよび連絡方法 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事への求めができない場合は、努めて、函館地方協力本部長または陸上自衛隊第28普通科連隊長もしくは海上自衛隊函館基地隊司令を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 派遣要請の求めおよび連絡方法 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事への求めができない場合は、努めて、函館地方協力本部長または当市の協議会委員たる陸上自衛隊第28普通科連隊長もしくは海上自衛隊函館基地隊司令を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。	北海道市町村国民保護モデル計画（ひな形）の変更に伴う具体的記述等への文言追加	—	軽微
3	4	1	2	44	2 警報の内容の伝達方法 (3) 災害時要援護者対策 高齢者、障がい者、外国人等に対しては、に配慮するものとし、具体的には、市総務部・福祉部ほか関係部局と連携し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	2 警報の内容の伝達方法 (3) 要配慮者対策 高齢者、障がい者、外国人等に対しては、特に配慮するものとし、具体的には、市総務部・保健福祉部ほか関係部局と連携し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	災害対策基本法の改正に伴う文言訂正	—	軽微
3	4	2	2	47	2 避難実施要領の策定 (3) 避難実施要領の策定の際における留意事項 ①～⑤ 略 ⑥要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）	2 避難実施要領の策定 (3) 避難実施要領の策定の際における留意事項 ①～⑤ 略 ⑥要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）	災害対策基本法の改正に伴う文言訂正	H26.11	軽微
3	4	2	3	48	3 避難住民の誘導 (2) 市消防本部および市消防団の活動 市消防本部は、消火活動および救助、救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 市消防団は、消火活動および救助、救急活動について、市消防本部の指揮のもと自主防災組織、町会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。	3 避難住民の誘導 (2) 市消防本部および市消防団の活動 市消防本部は、消火活動および救助、救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 市消防団は、消火活動および救助、救急活動について、市消防本部の指揮のもと自主防災組織、町会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。	災害対策基本法の改正に伴う文言訂正	H26.11	軽微

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
3	4	2	3	50	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6)高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>ただし、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6)高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉事業者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>ただし、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p>	災害対策基本法の改正に伴う文言訂正	H26.11	軽微
3	4	2	3	50	(新設)	<p>(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</p>	国の基本指針の変更に伴う追加	H26.11	協議
				51	<p>(7) 残留者等への対応（略） (8) 避難所等における安全確保等（略） (9) 動物の保護等に関する配慮（略） (10) 通行禁止措置の周知（略） (11) 道に対する要請（略） (12) 避難住民の運送の求め等（略） (13) 避難住民の復帰のための措置（略）</p>	<p>(8) 残留者等への対応（略） (9) 避難所等における安全確保等（略） (10) 動物の保護等に関する配慮（略） (11) 通行禁止措置の周知（略） (12) 道に対する要請（略） (13) 避難住民の運送の求め等（略） (14) 避難住民の復帰のための措置（略）</p>			
3	5	1	54	1	<p>1 救援の実施および補助</p> <p>(1) 救援の実施 ①～⑧（略） ⑨ 死体の搜索および処理 ⑩（略）</p>	<p>1 救援の実施および補助</p> <p>(1) 救援の実施 ①～⑧（略） ⑨ 遺体の搜索および処理 ⑩（略）</p>	北海道国民保護計画との整合に伴う文言訂正	—	軽微
3	5	2	55	2	<p>2 関係機関との連携</p> <p>(4) 緊急物資の運送の求め 市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。</p>	<p>2 関係機関との連携</p> <p>(4) 緊急物資の運送の求め 市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)に準じて行う。</p>	記述の整理	—	軽微
3	5	3	55	3	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）および道国民保護計画の内容及び救援の措置を行う。 市長は、救援の程度および基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）および道国民保護計画の内容及び救援の措置を行う。 市長は、救援の程度および基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	救護事務の移管に伴う文言訂正	H26.11	軽微

編	章	節	項	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
3	5	3	59	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>⑧学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>盲学校、聾学校および養護学校</u>（以下「<u>特殊教育諸学校</u>」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（<u>中等教育学校の前期課程および特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。</u>）および高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特殊教育諸学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具および通学用品をいう。）を喪失または損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>⑧学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童（<u>特別支援学校</u>の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程および<u>特別支援学校</u>の中学部生徒を含む。）および高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具および通学用品をいう。）を喪失または損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p>	<p>学校教育法の改正に伴う文言訂正</p>	H20.1	軽微
3	5	3	59	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>⑨死体の搜索および処理</p> <p>ア 死体の搜索</p> <p>死体の搜索について、道警察、自衛隊および海上保安部と連携して実施する。</p> <p>イ 死体の処理</p> <p>搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合または遺族がない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>⑨遺体の搜索および処理</p> <p>ア 遺体の搜索</p> <p>遺体の搜索について、道警察、自衛隊および海上保安部と連携して実施する。</p> <p>イ 遺体の処理</p> <p>搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合または遺族がない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p>	<p>北海道国民保護計画の改訂に伴う文言訂正</p>	H26.11	軽微
3	6		61	<p>◆安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷または疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者、知人以外の者への回答または公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所および状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者、知人以外の者への回答の同意</p> </div>	<p>◆安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。（<u>安否情報省令：資料編4参照</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">収集項目</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（<u>郵便番号を含む</u>）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷または疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者、知人以外の者への回答または公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所および状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者、知人以外の者への回答の同意</p> </div>	<p>安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の一部改正（H18.4.1施行）</p>	H21.3	協議

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分
3	6		1	61	(新設)	<u>1 安否情報システムの利用</u> 市は、 <u>安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</u>	【安否情報システムの運用開始に伴う変更】	H21.3	協議
3	6		2	61	<u>1 安否情報の収集</u>	<u>2 安否情報の収集</u>	【項番号の繰り下げ】	—	軽微
3	6		3	62	<u>2 道に対する報告</u> 市は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、 <u>電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	<u>3 道に対する報告</u> 市は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し <u>道に送付する。</u>	【安否情報システムの運用開始に伴う変更】 【項番号の繰り下げ】	H21.3	協議
3	6		4	62	<u>3 安否情報の照会に対する回答</u>	<u>4 安否情報の照会に対する回答</u>	【項番号の繰り下げ】	—	軽微
3	6		5	63	<u>4 日本赤十字社に対する協力</u> 市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。 この場合も、 <u>3の</u> （2）、（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。	<u>5 日本赤十字社に対する協力</u> 市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。 この場合も、 <u>4の</u> （2）、（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。	【項番号の繰り下げ】	—	軽微
3	7	2	4	67	4 消防に関する措置等 (1) 市消防本部の活動 市消防本部は、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、職員、市消防団員の活動上の安全確保に配慮しながら、その装備、資機材、人員、技能等を活用した消火活動および救助、救急活動を行なって、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。 市消防団は、その保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。	4 消防に関する措置等 (1) 市消防本部の活動 市消防本部は、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、職員、市消防団員の活動上の安全確保に配慮しながら、その装備、資機材、人員、技能等を活用した消火活動および救助、救急活動を行なって、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。 市消防団は、 <u>市消防本部の指揮のもと</u> 、その保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。	記述の整理	—	軽微
3	7	2	4	69	4 消防に関する措置等 (7) 安全の確保 ④市消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防本部の指揮を受け、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。	4 消防に関する措置等 (7) 安全の確保 ④市消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防本部の指揮のもと <u>連携を図り</u> 、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。	記述の整理	—	軽微

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																												
3	7	3	2	71	2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除 (3) 危険物質等に関するその他の対応 現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設に <u>向けた準備が進められているが</u> 、市とこの原子力発電所の建設予定地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。 このため、必要に応じて、情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。	2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除 (3) 危険物質等に関するその他の対応 現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設が <u>進められている</u> が、市とこの原子力発電所の建設予定地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。 このため、必要に応じて、情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。	記述の整理	—	軽微																												
3	7	4	2	72	2 汚染原因に応じた対応 (1) 核攻撃等の場合 市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。	2 汚染原因に応じた対応 (1) 核攻撃等の場合 ・市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。	国の基本指針の変更に伴う文言訂正																														
3	7	4	2	72	(新設)	・市は、避難住民等（輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、スクリーニングの場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。	国の基本指針の変更に伴う追加	H26.11	協議																												
3	7	4	2	72	(新設)	・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施および飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画(原子力災害対策編)に準じて行うものとする。	国の基本指針の変更に伴う追加	H26.11	協議																												
3	7	4	3	73	3 市長の権限 【法第108条第1項による措置】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号 死体</td> <td>移動を制限、禁止すること</td> </tr> <tr> <td>4号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略) ・当該措置を講ずる旨 ・当該措置を講ずる理由 ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、 死体 （上記表中第5号および6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）	対象物件等	措置	1号 (略)	(略)	2号 (略)	(略)	3号 死体	移動を制限、禁止すること	4号 (略)	(略)	5号 (略)	(略)	6号 (略)	(略)	3 市長の権限 【法第108条第1項による措置】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号 遺体</td> <td>移動を制限、禁止すること</td> </tr> <tr> <td>4号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6号 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略) ・当該措置を講ずる旨 ・当該措置を講ずる理由 ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、 遺体 （上記表中第5号および6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）	対象物件等	措置	1号 (略)	(略)	2号 (略)	(略)	3号 遺体	移動を制限、禁止すること	4号 (略)	(略)	5号 (略)	(略)	6号 (略)	(略)	北海道国民保護計画の改訂に伴う文言訂正	H26.11	軽微
対象物件等	措置																																				
1号 (略)	(略)																																				
2号 (略)	(略)																																				
3号 死体	移動を制限、禁止すること																																				
4号 (略)	(略)																																				
5号 (略)	(略)																																				
6号 (略)	(略)																																				
対象物件等	措置																																				
1号 (略)	(略)																																				
2号 (略)	(略)																																				
3号 遺体	移動を制限、禁止すること																																				
4号 (略)	(略)																																				
5号 (略)	(略)																																				
6号 (略)	(略)																																				
3	9		2	76	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ①市は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ①市は、地域防災計画および <u>震災廃棄物処理計画</u> の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	函館市震災廃棄物処理計画の策定および国の震災廃棄物対策指針の改訂に伴う文言訂正	—	軽微																												

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																								
資料			1	83	<p>1 函館市国民保護協議会委員名簿（該当部分のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>委員</td><td>北海道開発局函館開発建設部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道運輸局函館運輸支局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東京航空局函館空港事務所空港長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>第一管区海上保安本部函館海上保安部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館海洋气象台次長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道財務局函館財務事務所長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道農政事務所地域第二課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>陸上自衛隊第28普通科連隊長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>海上自衛隊函館基地隊司令</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島支庁長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島支庁函館土木現業所長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島支庁渡島東部森づくりセンター所長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>日本郵政公社北海道支社函館中央郵便局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道旅客鉄道株式会社函館支社長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>日本貨物鉄道株式会社北海道支社五稜郭駅長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>社団法人函館市医師会副会長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道ガス株式会社函館支店長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>社団法人函館歯科医師会会長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>社団法人函館地区トラック協会専務理事</td></tr> <tr><td>委員</td><td>道南自動車フェリー株式会社代表取締役社長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本電信電話株式会社北海道支店長（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道函館支店長）</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館商工会議所事務局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館市社会福祉協議会常務理事</td></tr> <tr><td>委員</td><td>はこだてエフエム（FMいるか）プロデューサー</td></tr> <tr><td>委員</td><td>（追加）</td></tr> </tbody> </table>	区分	役職名	委員	北海道開発局函館開発建設部長	委員	北海道運輸局函館運輸支局長	委員	東京航空局函館空港事務所空港長	委員	第一管区海上保安本部函館海上保安部長	委員	函館海洋气象台次長	委員	北海道財務局函館財務事務所長	委員	北海道農政事務所地域第二課長	委員	陸上自衛隊第28普通科連隊長	委員	海上自衛隊函館基地隊司令	委員	北海道渡島支庁長	委員	北海道渡島支庁函館土木現業所長	委員	北海道渡島支庁渡島東部森づくりセンター所長	委員	日本郵政公社北海道支社函館中央郵便局長	委員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社長	委員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社五稜郭駅長	委員	社団法人函館市医師会副会長	委員	北海道ガス株式会社函館支店長	委員	社団法人函館歯科医師会会長	委員	社団法人函館地区トラック協会専務理事	委員	道南自動車フェリー株式会社代表取締役社長	委員	東日本電信電話株式会社北海道支店長（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道函館支店長）	委員	函館商工会議所事務局長	委員	函館市社会福祉協議会常務理事	委員	はこだてエフエム（FMいるか）プロデューサー	委員	（追加）	<p>1 函館市国民保護協議会委員名簿（該当部分のみ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>委員</td><td>国土交通省北海道開発局函館開発建設部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>国土交通省東京航空局函館空港事務所空港長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>海上保安庁第一管区海上保安本部函館海上保安部長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>気象庁札幌管区气象台函館地方气象台長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>財務省北海道財務局函館財務事務所長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>農林水産省北海道農政事務所函館支局長（地方参事官）</td></tr> <tr><td>委員</td><td>防衛省陸上自衛隊第28普通科連隊長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>防衛省海上自衛隊函館基地隊司令</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島総合振興局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島総合振興局副局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道渡島総合振興局東部森林室長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>日本郵便株式会社函館中央郵便局長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道旅客鉄道株式会社函館支社取締役函館支社長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>公益社団法人函館市医師会副会長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>一般社団法人函館歯科医師会会長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>一般社団法人函館地区トラック協会専務理事</td></tr> <tr><td>委員</td><td>津軽海峡フェリー株式会社代表取締役社長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館商工会議所総務課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館山ロープウェイ株式会社FMいるか次長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>函館市女性会議会長</td></tr> </tbody> </table>	区分	役職名	委員	国土交通省北海道開発局函館開発建設部長	委員	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長	委員	国土交通省東京航空局函館空港事務所空港長	委員	海上保安庁第一管区海上保安本部函館海上保安部長	委員	気象庁札幌管区气象台函館地方气象台長	委員	財務省北海道財務局函館財務事務所長	委員	農林水産省北海道農政事務所函館支局長（地方参事官）	委員	防衛省陸上自衛隊第28普通科連隊長	委員	防衛省海上自衛隊函館基地隊司令	委員	北海道渡島総合振興局長	委員	北海道渡島総合振興局副局長	委員	北海道渡島総合振興局東部森林室長	委員	日本郵便株式会社函館中央郵便局長	委員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社取締役函館支社長	委員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長	委員	公益社団法人函館市医師会副会長	委員	北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長	委員	一般社団法人函館歯科医師会会長	委員	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事	委員	津軽海峡フェリー株式会社代表取締役社長	委員	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長	委員	函館商工会議所総務課長	委員	社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事	委員	函館山ロープウェイ株式会社FMいるか次長	委員	函館市女性会議会長	委員役職名などの修正	—	軽微
区分	役職名																																																																																																																
委員	北海道開発局函館開発建設部長																																																																																																																
委員	北海道運輸局函館運輸支局長																																																																																																																
委員	東京航空局函館空港事務所空港長																																																																																																																
委員	第一管区海上保安本部函館海上保安部長																																																																																																																
委員	函館海洋气象台次長																																																																																																																
委員	北海道財務局函館財務事務所長																																																																																																																
委員	北海道農政事務所地域第二課長																																																																																																																
委員	陸上自衛隊第28普通科連隊長																																																																																																																
委員	海上自衛隊函館基地隊司令																																																																																																																
委員	北海道渡島支庁長																																																																																																																
委員	北海道渡島支庁函館土木現業所長																																																																																																																
委員	北海道渡島支庁渡島東部森づくりセンター所長																																																																																																																
委員	日本郵政公社北海道支社函館中央郵便局長																																																																																																																
委員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社長																																																																																																																
委員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社五稜郭駅長																																																																																																																
委員	社団法人函館市医師会副会長																																																																																																																
委員	北海道ガス株式会社函館支店長																																																																																																																
委員	社団法人函館歯科医師会会長																																																																																																																
委員	社団法人函館地区トラック協会専務理事																																																																																																																
委員	道南自動車フェリー株式会社代表取締役社長																																																																																																																
委員	東日本電信電話株式会社北海道支店長（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道函館支店長）																																																																																																																
委員	函館商工会議所事務局長																																																																																																																
委員	函館市社会福祉協議会常務理事																																																																																																																
委員	はこだてエフエム（FMいるか）プロデューサー																																																																																																																
委員	（追加）																																																																																																																
区分	役職名																																																																																																																
委員	国土交通省北海道開発局函館開発建設部長																																																																																																																
委員	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長																																																																																																																
委員	国土交通省東京航空局函館空港事務所空港長																																																																																																																
委員	海上保安庁第一管区海上保安本部函館海上保安部長																																																																																																																
委員	気象庁札幌管区气象台函館地方气象台長																																																																																																																
委員	財務省北海道財務局函館財務事務所長																																																																																																																
委員	農林水産省北海道農政事務所函館支局長（地方参事官）																																																																																																																
委員	防衛省陸上自衛隊第28普通科連隊長																																																																																																																
委員	防衛省海上自衛隊函館基地隊司令																																																																																																																
委員	北海道渡島総合振興局長																																																																																																																
委員	北海道渡島総合振興局副局長																																																																																																																
委員	北海道渡島総合振興局東部森林室長																																																																																																																
委員	日本郵便株式会社函館中央郵便局長																																																																																																																
委員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社取締役函館支社長																																																																																																																
委員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長																																																																																																																
委員	公益社団法人函館市医師会副会長																																																																																																																
委員	北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長																																																																																																																
委員	一般社団法人函館歯科医師会会長																																																																																																																
委員	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事																																																																																																																
委員	津軽海峡フェリー株式会社代表取締役社長																																																																																																																
委員	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長																																																																																																																
委員	函館商工会議所総務課長																																																																																																																
委員	社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事																																																																																																																
委員	函館山ロープウェイ株式会社FMいるか次長																																																																																																																
委員	函館市女性会議会長																																																																																																																
資料			4	88	（追加）	<p>（安否情報の提供）</p> <p>第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。</p>	条項の追加	—	軽微																																																																																																								

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																																																																		
資料			5	95	<p>5 避難施設一覧（平成19年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一覧番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>面積(m)</th> <th>避難可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西小学校</td> <td>函館市弥生町12-1</td> <td>26-1296</td> <td>校舎 3.672 体育館 784 グラウンド 2.173</td> <td>1.836 392 1.087</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>青柳小学校</td> <td>函館市青柳町22-13</td> <td>23-8348</td> <td>校舎 6.133 体育館 1.265 グラウンド 2.665</td> <td>3.067 633 1.333</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>大川中学校</td> <td>函館市大川町12-38</td> <td>41-2775</td> <td>校舎 4.271 体育館 1.225 グラウンド 9.177</td> <td>2.136 613 4.589</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>五稜中学校</td> <td>函館市田家町5-17</td> <td>41-3458</td> <td>校舎 4.236 体育館 1.064 グラウンド 8.320</td> <td>2.118 532 4.160</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>深堀小学校</td> <td>函館市深堀町14-2</td> <td>53-7822</td> <td>校舎 4.374 体育館 829 グラウンド 8.340</td> <td>2.187 415 4.170</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>深堀中学校</td> <td>函館市深堀町28-1</td> <td>52-2682</td> <td>校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 14.558</td> <td>2.980 474 7.279</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>市民体育館</td> <td>函館市湯川町1丁目32-2</td> <td>53-3141</td> <td>体育館 7.426</td> <td>3.713</td> </tr> </tbody> </table>	一覧番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m)	避難可能人員(人)	国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加						3	西小学校	函館市弥生町12-1	26-1296	校舎 3.672 体育館 784 グラウンド 2.173	1.836 392 1.087	4	青柳小学校	函館市青柳町22-13	23-8348	校舎 6.133 体育館 1.265 グラウンド 2.665	3.067 633 1.333	11	大川中学校	函館市大川町12-38	41-2775	校舎 4.271 体育館 1.225 グラウンド 9.177	2.136 613 4.589	12	五稜中学校	函館市田家町5-17	41-3458	校舎 4.236 体育館 1.064 グラウンド 8.320	2.118 532 4.160	25	深堀小学校	函館市深堀町14-2	53-7822	校舎 4.374 体育館 829 グラウンド 8.340	2.187 415 4.170	26	深堀中学校	函館市深堀町28-1	52-2682	校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 14.558	2.980 474 7.279	28	市民体育館	函館市湯川町1丁目32-2	53-3141	体育館 7.426	3.713	<p>5 避難施設一覧（平成28年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一連番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>面積(m)</th> <th>避難可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北海道函館西高等学校</td> <td>函館市元町7-17</td> <td>23-8415</td> <td>校舎 8.763 体育館 1.147 グラウンド 29.089</td> <td>二 二 二</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北海道函館中部高等学校</td> <td>函館市時任町11-3</td> <td>52-0303</td> <td>校舎 9.685 体育館 1.416 グラウンド 15.450</td> <td>二 二 二</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北海道函館工業高等学校</td> <td>函館市川原町5-13</td> <td>51-2271</td> <td>校舎 18.982 体育館 1.388 グラウンド 21.985</td> <td>二 二 二</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>北海道函館商業高等学校</td> <td>函館市昭和1丁目17-1</td> <td>41-4248</td> <td>校舎 10.465 体育館 1.538 グラウンド 19.786</td> <td>二 二 二</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>北海道函館後北高等学校</td> <td>函館市石川町181-8</td> <td>46-6235</td> <td>校舎 8.881 体育館 1.144 グラウンド 38.778</td> <td>二 二 二</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>北海道南茅部高等学校</td> <td>函館市川汲町1560</td> <td>25-3372</td> <td>校舎 5.033 体育館 1.139 グラウンド 22.164</td> <td>2.517 570 11.082</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>北海道函館盲学校</td> <td>函館市田家町19-12</td> <td>42-3220</td> <td>校舎 2.022 体育館 505 グラウンド 5.470</td> <td>1.011 253 2.735</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>北海道函館豊学校</td> <td>函館市深堀町27-8</td> <td>52-1658</td> <td>校舎 2.482 体育館 530 グラウンド 5.357</td> <td>1.241 265 2.679</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>北海道函館養護学校</td> <td>函館市旭岡町2</td> <td>50-3311</td> <td>校舎 5.704 体育館 505 グラウンド 8.832</td> <td>2.852 253 4.416</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>北海道函館五稜郭支援学校</td> <td>函館市五稜郭町39-13</td> <td>53-9395</td> <td>校舎 3.207 体育館 508</td> <td>1.604 254</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">統合により削除（以下番号の修正）</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>青柳小学校</td> <td>函館市青柳町22-13</td> <td>23-8348</td> <td>校舎 5.132 体育館 1.265 グラウンド 2.665</td> <td>2.566 633 1.333</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">統合により削除（以下番号の修正）</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">統合により削除（以下番号の修正）</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>深堀小学校</td> <td>函館市深堀町14-2</td> <td>53-7822</td> <td>校舎 4.186 体育館 829 グラウンド 8.621</td> <td>2.093 415 4.311</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>深堀中学校</td> <td>函館市深堀町28-1</td> <td>52-2682</td> <td>校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 13.922</td> <td>2.980 474 6.961</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">閉館により削除（以下番号の修正）</td> </tr> </tbody> </table>	一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m)	避難可能人員(人)	1	北海道函館西高等学校	函館市元町7-17	23-8415	校舎 8.763 体育館 1.147 グラウンド 29.089	二 二 二	2	北海道函館中部高等学校	函館市時任町11-3	52-0303	校舎 9.685 体育館 1.416 グラウンド 15.450	二 二 二	3	北海道函館工業高等学校	函館市川原町5-13	51-2271	校舎 18.982 体育館 1.388 グラウンド 21.985	二 二 二	4	北海道函館商業高等学校	函館市昭和1丁目17-1	41-4248	校舎 10.465 体育館 1.538 グラウンド 19.786	二 二 二	5	北海道函館後北高等学校	函館市石川町181-8	46-6235	校舎 8.881 体育館 1.144 グラウンド 38.778	二 二 二	6	北海道南茅部高等学校	函館市川汲町1560	25-3372	校舎 5.033 体育館 1.139 グラウンド 22.164	2.517 570 11.082	7	北海道函館盲学校	函館市田家町19-12	42-3220	校舎 2.022 体育館 505 グラウンド 5.470	1.011 253 2.735	8	北海道函館豊学校	函館市深堀町27-8	52-1658	校舎 2.482 体育館 530 グラウンド 5.357	1.241 265 2.679	9	北海道函館養護学校	函館市旭岡町2	50-3311	校舎 5.704 体育館 505 グラウンド 8.832	2.852 253 4.416	10	北海道函館五稜郭支援学校	函館市五稜郭町39-13	53-9395	校舎 3.207 体育館 508	1.604 254	統合により削除（以下番号の修正）						13	青柳小学校	函館市青柳町22-13	23-8348	校舎 5.132 体育館 1.265 グラウンド 2.665	2.566 633 1.333	統合により削除（以下番号の修正）						統合により削除（以下番号の修正）						32	深堀小学校	函館市深堀町14-2	53-7822	校舎 4.186 体育館 829 グラウンド 8.621	2.093 415 4.311	33	深堀中学校	函館市深堀町28-1	52-2682	校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 13.922	2.980 474 6.961	閉館により削除（以下番号の修正）						<p>数値等の修正</p>	—	軽微
一覧番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m)	避難可能人員(人)																																																																																																																																																																						
国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加																																																																																																																																																																											
3	西小学校	函館市弥生町12-1	26-1296	校舎 3.672 体育館 784 グラウンド 2.173	1.836 392 1.087																																																																																																																																																																						
4	青柳小学校	函館市青柳町22-13	23-8348	校舎 6.133 体育館 1.265 グラウンド 2.665	3.067 633 1.333																																																																																																																																																																						
11	大川中学校	函館市大川町12-38	41-2775	校舎 4.271 体育館 1.225 グラウンド 9.177	2.136 613 4.589																																																																																																																																																																						
12	五稜中学校	函館市田家町5-17	41-3458	校舎 4.236 体育館 1.064 グラウンド 8.320	2.118 532 4.160																																																																																																																																																																						
25	深堀小学校	函館市深堀町14-2	53-7822	校舎 4.374 体育館 829 グラウンド 8.340	2.187 415 4.170																																																																																																																																																																						
26	深堀中学校	函館市深堀町28-1	52-2682	校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 14.558	2.980 474 7.279																																																																																																																																																																						
28	市民体育館	函館市湯川町1丁目32-2	53-3141	体育館 7.426	3.713																																																																																																																																																																						
一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m)	避難可能人員(人)																																																																																																																																																																						
1	北海道函館西高等学校	函館市元町7-17	23-8415	校舎 8.763 体育館 1.147 グラウンド 29.089	二 二 二																																																																																																																																																																						
2	北海道函館中部高等学校	函館市時任町11-3	52-0303	校舎 9.685 体育館 1.416 グラウンド 15.450	二 二 二																																																																																																																																																																						
3	北海道函館工業高等学校	函館市川原町5-13	51-2271	校舎 18.982 体育館 1.388 グラウンド 21.985	二 二 二																																																																																																																																																																						
4	北海道函館商業高等学校	函館市昭和1丁目17-1	41-4248	校舎 10.465 体育館 1.538 グラウンド 19.786	二 二 二																																																																																																																																																																						
5	北海道函館後北高等学校	函館市石川町181-8	46-6235	校舎 8.881 体育館 1.144 グラウンド 38.778	二 二 二																																																																																																																																																																						
6	北海道南茅部高等学校	函館市川汲町1560	25-3372	校舎 5.033 体育館 1.139 グラウンド 22.164	2.517 570 11.082																																																																																																																																																																						
7	北海道函館盲学校	函館市田家町19-12	42-3220	校舎 2.022 体育館 505 グラウンド 5.470	1.011 253 2.735																																																																																																																																																																						
8	北海道函館豊学校	函館市深堀町27-8	52-1658	校舎 2.482 体育館 530 グラウンド 5.357	1.241 265 2.679																																																																																																																																																																						
9	北海道函館養護学校	函館市旭岡町2	50-3311	校舎 5.704 体育館 505 グラウンド 8.832	2.852 253 4.416																																																																																																																																																																						
10	北海道函館五稜郭支援学校	函館市五稜郭町39-13	53-9395	校舎 3.207 体育館 508	1.604 254																																																																																																																																																																						
統合により削除（以下番号の修正）																																																																																																																																																																											
13	青柳小学校	函館市青柳町22-13	23-8348	校舎 5.132 体育館 1.265 グラウンド 2.665	2.566 633 1.333																																																																																																																																																																						
統合により削除（以下番号の修正）																																																																																																																																																																											
統合により削除（以下番号の修正）																																																																																																																																																																											
32	深堀小学校	函館市深堀町14-2	53-7822	校舎 4.186 体育館 829 グラウンド 8.621	2.093 415 4.311																																																																																																																																																																						
33	深堀中学校	函館市深堀町28-1	52-2682	校舎 5.960 体育館 947 グラウンド 13.922	2.980 474 6.961																																																																																																																																																																						
閉館により削除（以下番号の修正）																																																																																																																																																																											

編	章	節	項	ページ	変更前						変更後（案）						変更理由等	道計画変更	区分
					一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能人員(人)	一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能人員(人)			
資料				5 99	73	磨光小学校	函館市尾札部町1617	63-2561	校舎 3,629 体育館 1,179 グラウンド 8,789	1,815 590 4,395	79	磨光小学校	函館市尾札部町1609-1	63-2561	校舎 3,629 体育館 1,329 グラウンド 8,789	1,815 665 4,395	数値等の修正	-	軽微
					国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加						84	北海道立道南四季の杜公園	函館市亀田中野町199-2	34-3888	屋内 997 屋外 88,220	499 44,110			
					78	函館公園	函館青柳町17	22-7255	園地 48,000	24,000	85	道の駅「なとわ・えさん」	函館市日ノ浜町31-2	85-4010	道の駅 713	357			
					79	大森公園	函館大森町33	なし	園地 36,000	18,000	86	函館公園	函館青柳町17	22-7255	園地 47,878	23,939			
					80	新川公園	函館市上新川町18	なし	園地 11,200	5,600	87	大森公園	函館大森町33	なし	園地 35,600	17,800			
					81	万年橋公園	函館市北浜町1	なし	園地 13,000	6,500	88	新川公園	函館市上新川町18	なし	園地 11,789	5,895			
					82	大川公園	函館市大川町11	なし	園地 17,300	8,650	89	万年橋公園	函館市北浜町1	なし	園地 12,506	6,253			
					83	八幡公園	函館市八幡町3	なし	園地 3,000	1,500	90	大川公園	函館市大川町10	なし	園地 17,300	8,650			
					84	港公園	函館市港町1丁目18	なし	園地 4,000	2,000	91	八幡公園	函館市八幡町3	なし	園地 2,968	1,484			
					85	亀田港児童公園	函館市亀田港町8	なし	園地 1,500	750	92	港公園	函館市港町1丁目18	なし	園地 3,743	1,872			
					86	千代台公園	函館市千代台町22	なし	園地 125,000	62,500	93	亀田港児童公園	函館市亀田港町8	なし	園地 1,491	746			
					87	梁川公園	函館市五稜郭町23-1	なし	園地 18,000	9,000	94	千代台公園	函館市千代台町22	なし	園地 139,975	69,988			
					88	鮫川公園	函館市湯川町1丁目35	なし	園地 3,500	1,750	95	梁川公園	函館市梁川町24	なし	園地 18,335	9,168			
					89	坂の上公園	函館市湯川町2丁目33	なし	園地 5,200	2,600	96	鮫川公園	函館市湯川町1丁目35	なし	園地 3,536	1,768			
					90	根崎公園	函館市湯川町3丁目6ほか	なし	園地 73,000	36,500	97	坂の上公園	函館市湯川町2丁目33	なし	園地 5,384	2,692			
					91	見晴公園	函館市見晴町56	57-7210	園地 461,000	230,500	98	根崎公園	函館市湯川町3丁目6ほか	なし	園地 76,901	38,451			
					92	日吉公園	函館市日吉町4丁目8	なし	園地 11,000	5,500	99	見晴公園	函館市見晴町56	57-7210	園地 461,146	230,573			
					93	旭岡公園	函館市西旭岡町1丁目38	なし	園地 20,000	10,000	100	日吉公園	函館市日吉町4丁目8	なし	園地 10,650	5,325			
					95	本通公園	函館市本通2丁目35	なし	園地 16,000	8,000	101	旭岡公園	函館市西旭岡町2丁目38	なし	園地 20,562	10,281			
					96	富岡中央公園	函館市富岡町1丁目64	なし	園地 5,100	2,550	103	本通公園	函館市本通2丁目35	なし	園地 20,772	10,386			
					97	昭和公園	函館市昭和町20-6	なし	園地 28,300	14,150	104	富岡中央公園	函館市富岡町1丁目64	なし	園地 5,093	2,547			
					98	西桔梗公園	函館市西桔梗町587	なし	園地 19,000	9,500	105	昭和公園	函館市昭和町20-6	40-6322	園地 64,063	32,032			
					99	石川公園	函館市石川町5-65	なし	園地 18,000	9,000	106	西桔梗公園	函館市西桔梗町587-2	なし	園地 18,850	9,425			
											107	石川公園	函館市石川町5-65	なし	園地 24,581	12,291			

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編章節項	ページ	変更前					変更後（案）					変更理由等	道計画変更	区分		
		一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能人員(人)	一連番号	施設名	所在地	電話番号				面積(m ²)	避難可能人員(人)
資料	5 100	100	南茅部運動公園	函館市川汲町1657	25-5967	園地 36,859	18,430	108	南茅部運動広場	函館市川汲町1657	25-5967	園地 36,859	18,430	数値等の修正	-	軽微
								109	函館市企業局	函館市末広町5-14	27-8711	庁舎 8,264	4,132			
							110	東川児童館	函館市東川町11-12	23-1497	児童館 291	146				
							111	はこだて幼稚園	函館市千歳町15-5	22-4735	園舎 785 園庭 665	393 333				
							112	勤労者総合福祉センター	函館市大森町2-14	23-2556	屋内 3,846	1,923				
							113	公立はこだて未来大学	函館市亀田中野町116-2	34-6448	校舎 26,839 グラウンド56,190	13,420 28,095				
							114	亀田福祉センター	函館市美原1丁目26-12	42-7023	屋内 2,323	1,162				
							115	戸井総合学習センター	函館市浜町308-1	82-3111	屋内 1,725	863				
							116	恵山市民センター	函館市柏野町117-209	85-2800	屋内 772	386				
							117	餃子会館	函館市餃子町46-2	なし	会館 280	140				
							118	機法華総合センター	函館市新浜町156-1	86-2451	屋内 1,444	722				
							119	南茅部総合センター	函館市川汲町1520-4	25-3789	屋内 669	335				
							120	南茅部スポーツセンター	函館市白尻町604-1	25-5039	屋内 1,317	659				
							121	白尻会館	函館市白尻町234-1	25-3779	会館 432	216				
							122	緑の島	函館市大町15	23-6468	園地 80,000	40,000				
							123	北海道教育大学教育学部 函館校球技場	函館市白鳥町4	なし	グラウンド18,158	9,079				
							124	北海道大学水産学部 グラウンド	函館市亀田港町57	なし	グラウンド22,380	11,190				
							125	函館競輪場 駐車場	函館市金堀町10-8	なし	駐車場 14,000	7,000				
							126	市民の森	函館市上湯川町327-1	59-2435	園地 163,619	81,810				
							127	空港緑地高松ふれあい広場	函館市高松町105	なし	園地 14,167	7,084				
							128	空港緑地志海苔ふれあい広場	函館市志海苔町298-1	なし	園地 52,144	26,072				
							129	東山墓園	函館市東山町114	51-3283	墓園 81,729	40,865				
							130	史跡四稜郭	函館市陣川町59	なし	園地 24,540	12,270				
							131	北海道教育大学附属函館中学校 グラウンド	函館市美原3丁目48-6	なし	グラウンド10,587	5,294				

国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加

■函館市国民保護計画（案）新旧対照表

平成28年5月31日作成（総務部総務課）

編	章	節	項	ページ	変更前						変更後（案）						変更理由等	道計画変更	区分	
					一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能人員(人)	一連番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能人員(人)				
資料			5	101	<p>国民保護法第148条の規定に基づく避難施設の追加</p>						132	西栲楼中央緑地	函館市西栲楼町589-53	なし	園地	7,203	3,602	数値等の修正	—	軽微
											133	西栲楼西緑地	函館市西栲楼町589-65	なし	園地	7,860	3,930			
											134	旧町民の庭	函館市川汲町1520-4	なし	園庭	5,881	2,941			
											135	総合福祉センター	函館市若松町33-6	22-6262	屋内	8,662	4,331			
											136	青年センター	函館市千代台町27-5	51-3390	屋内	2,725	1,363			
											137	市民会館	函館市湯川町1丁目32-1	57-3111	屋内	7,277	3,639			

編	章	節	項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																																							
資料			6	103	(新設)	<p>6 関係機関連絡先一覧</p> <p>関係機関連絡先(北海道・北海道警察含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害担当課、係名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>フ ァ ッ ク ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>地域政策課</td> <td>函館市美原4丁目6番16号</td> <td>47-9430</td> <td>47-9203</td> </tr> <tr> <td>函館建設管理部</td> <td>事業室事業課</td> <td>〃 美原1丁目47番8号</td> <td>45-6500</td> <td>45-6560</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局保健環境部保健行政室</td> <td>企画総務課</td> <td>〃 美原4丁目6番16号</td> <td>47-9524</td> <td>47-9219</td> </tr> <tr> <td>渡島教育局</td> <td>企画総務課</td> <td>〃 美原4丁目6番16号</td> <td>47-9583</td> <td>47-9216</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局東部森林室</td> <td>管理課管理係</td> <td>〃 柳町14番24号</td> <td>51-4611</td> <td>56-6719</td> </tr> <tr> <td>北海道警察函館方面本部</td> <td>警備課災害係</td> <td>〃 五稜郷町15番5号</td> <td>31-0110</td> <td>56-1449</td> </tr> <tr> <td>北海道警察函館中央警察署</td> <td>警備課警備係</td> <td>〃 五稜郷町15番5号</td> <td>54-0110</td> <td>54-0110</td> </tr> <tr> <td>北海道警察函館西警察署</td> <td>警備課警備係</td> <td>〃 海岸町11番27号</td> <td>42-0110</td> <td>42-0110</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係機関連絡先(指定地方行政機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害担当課、係名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>フ ァ ッ ク ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>総務部総務課</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎</td> <td>011-709-2311 内線4617</td> <td>011-709-2481</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局函館財務事務所</td> <td>総務課総務係</td> <td>函館市新川町25番18号</td> <td>23-8445</td> <td>23-5839</td> </tr> <tr> <td>函館税関</td> <td>総務部総務課総務第一係</td> <td>〃 海岸町24番4号</td> <td>40-4213</td> <td>43-4696</td> </tr> <tr> <td>北海道労働局函館労働基準監督署</td> <td>業務課</td> <td>〃 新川町25番18号</td> <td>23-1276</td> <td>23-9147</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所函館支局</td> <td>地方参事官室</td> <td>〃 新川町25番18号</td> <td>26-7800</td> <td>26-7744</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局函館事務所</td> <td>連絡調整担当</td> <td>〃 駒場町2番13号</td> <td>51-8110</td> <td>51-8908</td> </tr> <tr> <td>渡島森林管理署</td> <td>総務グループ</td> <td>八雲町出雲町13番地</td> <td>0137-63-2141</td> <td>0137-62-2961</td> </tr> <tr> <td>釧路森林管理署</td> <td>総務グループ</td> <td>厚沢部町緑町162番28</td> <td>0139-64-3201</td> <td>0139-67-2749</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局函館開発建設部</td> <td>防災対策官付防災係</td> <td>函館市大川町1番27号</td> <td>42-7111 内線449</td> <td>40-1059</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>総務課</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎</td> <td>011-709-2311 内線2305</td> <td>011-709-1778</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局函館運輸支局</td> <td>首席運輸企画専門官</td> <td>函館市西栢根町555番24</td> <td>49-8862</td> <td>49-1042</td> </tr> <tr> <td>東京航空局函館空港事務所</td> <td>総務課</td> <td>〃 高松町511番地</td> <td>57-1737</td> <td>59-4745</td> </tr> <tr> <td>函館地方气象台</td> <td>業務課防災気象官</td> <td>〃 美原3丁目4番4号</td> <td>46-2211</td> <td>46-3117</td> </tr> <tr> <td>函館海上保安部</td> <td>警備救難課救難係</td> <td>〃 海岸町24番4号</td> <td>42-4313</td> <td>44-2379</td> </tr> <tr> <td>函館航空基地</td> <td>専門官</td> <td>〃 赤坂町65番地の1</td> <td>35-2006</td> <td>58-3515</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊第28普通科連隊</td> <td>第1科</td> <td>〃 成野町6番18号</td> <td>51-9171</td> <td>51-9171</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊函館基地隊</td> <td>警備科</td> <td>〃 大町10番3号</td> <td>23-4241</td> <td>27-9806</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フ ァ ッ ク ス	渡島総合振興局	地域政策課	函館市美原4丁目6番16号	47-9430	47-9203	函館建設管理部	事業室事業課	〃 美原1丁目47番8号	45-6500	45-6560	渡島総合振興局保健環境部保健行政室	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9524	47-9219	渡島教育局	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9583	47-9216	渡島総合振興局東部森林室	管理課管理係	〃 柳町14番24号	51-4611	56-6719	北海道警察函館方面本部	警備課災害係	〃 五稜郷町15番5号	31-0110	56-1449	北海道警察函館中央警察署	警備課警備係	〃 五稜郷町15番5号	54-0110	54-0110	北海道警察函館西警察署	警備課警備係	〃 海岸町11番27号	42-0110	42-0110	機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フ ァ ッ ク ス	北海道総合通信局	総務部総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線4617	011-709-2481	北海道財務局函館財務事務所	総務課総務係	函館市新川町25番18号	23-8445	23-5839	函館税関	総務部総務課総務第一係	〃 海岸町24番4号	40-4213	43-4696	北海道労働局函館労働基準監督署	業務課	〃 新川町25番18号	23-1276	23-9147	北海道農政事務所函館支局	地方参事官室	〃 新川町25番18号	26-7800	26-7744	北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	〃 駒場町2番13号	51-8110	51-8908	渡島森林管理署	総務グループ	八雲町出雲町13番地	0137-63-2141	0137-62-2961	釧路森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162番28	0139-64-3201	0139-67-2749	北海道開発局函館開発建設部	防災対策官付防災係	函館市大川町1番27号	42-7111 内線449	40-1059	北海道経済産業局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線2305	011-709-1778	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	函館市西栢根町555番24	49-8862	49-1042	東京航空局函館空港事務所	総務課	〃 高松町511番地	57-1737	59-4745	函館地方气象台	業務課防災気象官	〃 美原3丁目4番4号	46-2211	46-3117	函館海上保安部	警備救難課救難係	〃 海岸町24番4号	42-4313	44-2379	函館航空基地	専門官	〃 赤坂町65番地の1	35-2006	58-3515	海上自衛隊第28普通科連隊	第1科	〃 成野町6番18号	51-9171	51-9171	海上自衛隊函館基地隊	警備科	〃 大町10番3号	23-4241	27-9806	関係機関連絡先一覧の新設	—	軽微
機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フ ァ ッ ク ス																																																																																																																																												
渡島総合振興局	地域政策課	函館市美原4丁目6番16号	47-9430	47-9203																																																																																																																																												
函館建設管理部	事業室事業課	〃 美原1丁目47番8号	45-6500	45-6560																																																																																																																																												
渡島総合振興局保健環境部保健行政室	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9524	47-9219																																																																																																																																												
渡島教育局	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9583	47-9216																																																																																																																																												
渡島総合振興局東部森林室	管理課管理係	〃 柳町14番24号	51-4611	56-6719																																																																																																																																												
北海道警察函館方面本部	警備課災害係	〃 五稜郷町15番5号	31-0110	56-1449																																																																																																																																												
北海道警察函館中央警察署	警備課警備係	〃 五稜郷町15番5号	54-0110	54-0110																																																																																																																																												
北海道警察函館西警察署	警備課警備係	〃 海岸町11番27号	42-0110	42-0110																																																																																																																																												
機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フ ァ ッ ク ス																																																																																																																																												
北海道総合通信局	総務部総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線4617	011-709-2481																																																																																																																																												
北海道財務局函館財務事務所	総務課総務係	函館市新川町25番18号	23-8445	23-5839																																																																																																																																												
函館税関	総務部総務課総務第一係	〃 海岸町24番4号	40-4213	43-4696																																																																																																																																												
北海道労働局函館労働基準監督署	業務課	〃 新川町25番18号	23-1276	23-9147																																																																																																																																												
北海道農政事務所函館支局	地方参事官室	〃 新川町25番18号	26-7800	26-7744																																																																																																																																												
北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	〃 駒場町2番13号	51-8110	51-8908																																																																																																																																												
渡島森林管理署	総務グループ	八雲町出雲町13番地	0137-63-2141	0137-62-2961																																																																																																																																												
釧路森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162番28	0139-64-3201	0139-67-2749																																																																																																																																												
北海道開発局函館開発建設部	防災対策官付防災係	函館市大川町1番27号	42-7111 内線449	40-1059																																																																																																																																												
北海道経済産業局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線2305	011-709-1778																																																																																																																																												
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	函館市西栢根町555番24	49-8862	49-1042																																																																																																																																												
東京航空局函館空港事務所	総務課	〃 高松町511番地	57-1737	59-4745																																																																																																																																												
函館地方气象台	業務課防災気象官	〃 美原3丁目4番4号	46-2211	46-3117																																																																																																																																												
函館海上保安部	警備救難課救難係	〃 海岸町24番4号	42-4313	44-2379																																																																																																																																												
函館航空基地	専門官	〃 赤坂町65番地の1	35-2006	58-3515																																																																																																																																												
海上自衛隊第28普通科連隊	第1科	〃 成野町6番18号	51-9171	51-9171																																																																																																																																												
海上自衛隊函館基地隊	警備科	〃 大町10番3号	23-4241	27-9806																																																																																																																																												

編 章 節 項	ページ	変更前	変更後（案）	変更理由等	道計画変更	区分																																																																																																																																																																					
資料	6 104	(新設)	<p>関係機関連絡先(指定公共機関、指定地方公共機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害担当課、係名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>フアックス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会函館放送局</td> <td>放送センター企画</td> <td>〒千歳町13番1号</td> <td>23-3784</td> <td>23-4713</td> </tr> <tr> <td>北海道放送株式会社函館放送局</td> <td>局長</td> <td>〒 栗川町9番5号</td> <td>55-8121</td> <td>55-6615</td> </tr> <tr> <td>札幌テレビ放送株式会社函館放送局</td> <td>局長</td> <td>〒 美原1丁目48番3号</td> <td>42-7277</td> <td>42-4175</td> </tr> <tr> <td>北海道テレビ放送株式会社函館支社</td> <td></td> <td>〒 本町7番18号</td> <td>55-9700</td> <td>55-9745</td> </tr> <tr> <td>北海道文化放送株式会社函館支社</td> <td></td> <td>〒 五稜郭町1番14号</td> <td>55-9690</td> <td>55-8870</td> </tr> <tr> <td>株式会社テレビ北海道</td> <td></td> <td>札幌市中央区大通東6丁目</td> <td>23-3232</td> <td>27-5357</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>函館報道専用</td> <td>函館報道専用</td> </tr> <tr> <td>函館山ロープウェイ株式会社FMいるか</td> <td>次長</td> <td>〒 元町18番11号</td> <td>27-3700</td> <td>23-3100</td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社函館支社</td> <td>企画(総務)</td> <td>〒 若松町12番5号</td> <td>23-3359</td> <td>26-6540</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株)北海道支社函館営業支店</td> <td>函館貨物駅</td> <td>〒 湊町1丁目35番地</td> <td>42-5224</td> <td>45-5980</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社函館支店</td> <td>総務</td> <td>〒 若松町14番10号</td> <td>23-8811</td> <td>27-1182</td> </tr> <tr> <td>(株)函館地区トラック協会</td> <td>総務課</td> <td>〒 西結根町355番地32</td> <td>49-1777</td> <td>49-1659</td> </tr> <tr> <td>北日本通運株式会社</td> <td>総務担当</td> <td>〒 浅野町5番22号</td> <td>42-7890</td> <td>42-0180</td> </tr> <tr> <td>世宗運輸株式会社</td> <td></td> <td>〒 海岸町22番5号</td> <td>42-4121</td> <td>42-4120</td> </tr> <tr> <td>津軽海峡フェリー株式会社</td> <td></td> <td>〒 湊町3丁目19番2号</td> <td>43-4545</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(株)函館地区バス協会</td> <td>事務局次長</td> <td>〒 高砂町10番1号</td> <td>51-3136</td> <td>55-8254</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道支店</td> <td>総括担当</td> <td>〒 東雲町14番8号</td> <td>21-2011</td> <td>24-2342</td> </tr> <tr> <td>北海道電力株式会社函館支店</td> <td>企画総務グループ</td> <td>〒 千歳町25番15号</td> <td>22-4111</td> <td>22-2516</td> </tr> <tr> <td>北海道ガス株式会社函館支店</td> <td>保安センター</td> <td>〒 万代町8番1号</td> <td>42-3817</td> <td>43-4907</td> </tr> <tr> <td>郵政事業株式会社函館支店</td> <td>業務企画室</td> <td>〒 新川町1番6号</td> <td>22-9126</td> <td>26-3582</td> </tr> <tr> <td>郵便局株式会社函館中央郵便局</td> <td>総務担当</td> <td>〒 新川町1番6号</td> <td>22-9159</td> <td>27-3657</td> </tr> <tr> <td>〒 函館北郵便局</td> <td>総務担当</td> <td>〒 美原2丁目13番21号</td> <td>46-0216</td> <td>46-7862</td> </tr> <tr> <td>〒 函館東郵便局</td> <td>総務担当</td> <td>〒 湯川2丁目9番1号</td> <td>59-4241</td> <td>59-5915</td> </tr> <tr> <td>函館市医師会</td> <td>総務課</td> <td>〒 湯川町3丁目38番45号</td> <td>36-0001</td> <td>36-0007</td> </tr> <tr> <td>函館歯科医師会</td> <td></td> <td>〒 大手町3番3号</td> <td>23-3650</td> <td>23-4765</td> </tr> <tr> <td>函館薬剤師会</td> <td></td> <td>〒 大手町3番3号</td> <td>23-3650</td> <td>23-4765</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部函館市地区</td> <td>函館市保健福祉部管理課社会担当</td> <td>〒 東雲町4番13号</td> <td>21-3255</td> <td>26-4090</td> </tr> <tr> <td>日本銀行函館支店</td> <td>総務課</td> <td>〒 東雲町14番1号</td> <td>27-1161</td> <td>24-2015</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係機関連絡先(近隣市町)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害担当課、係名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>フアックス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北斗市</td> <td>総務部総務課交通防災管財係</td> <td>北斗市中央1丁目3番10号</td> <td>73-3111 内線212</td> <td>73-6970</td> </tr> <tr> <td>七飯町</td> <td>総務部総務課財政課防災車両係</td> <td>七飯町本町6丁目1番1号</td> <td>65-5797</td> <td>66-2054</td> </tr> <tr> <td>釧路町</td> <td>総務・防災課</td> <td>釧路町字菅浜299番地</td> <td>01872-7-2111</td> <td>01872-7-3086</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フアックス	日本放送協会函館放送局	放送センター企画	〒千歳町13番1号	23-3784	23-4713	北海道放送株式会社函館放送局	局長	〒 栗川町9番5号	55-8121	55-6615	札幌テレビ放送株式会社函館放送局	局長	〒 美原1丁目48番3号	42-7277	42-4175	北海道テレビ放送株式会社函館支社		〒 本町7番18号	55-9700	55-9745	北海道文化放送株式会社函館支社		〒 五稜郭町1番14号	55-9690	55-8870	株式会社テレビ北海道		札幌市中央区大通東6丁目	23-3232	27-5357				函館報道専用	函館報道専用	函館山ロープウェイ株式会社FMいるか	次長	〒 元町18番11号	27-3700	23-3100	北海道旅客鉄道株式会社函館支社	企画(総務)	〒 若松町12番5号	23-3359	26-6540	日本貨物鉄道(株)北海道支社函館営業支店	函館貨物駅	〒 湊町1丁目35番地	42-5224	45-5980	日本通運株式会社函館支店	総務	〒 若松町14番10号	23-8811	27-1182	(株)函館地区トラック協会	総務課	〒 西結根町355番地32	49-1777	49-1659	北日本通運株式会社	総務担当	〒 浅野町5番22号	42-7890	42-0180	世宗運輸株式会社		〒 海岸町22番5号	42-4121	42-4120	津軽海峡フェリー株式会社		〒 湊町3丁目19番2号	43-4545	-	(株)函館地区バス協会	事務局次長	〒 高砂町10番1号	51-3136	55-8254	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道支店	総括担当	〒 東雲町14番8号	21-2011	24-2342	北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループ	〒 千歳町25番15号	22-4111	22-2516	北海道ガス株式会社函館支店	保安センター	〒 万代町8番1号	42-3817	43-4907	郵政事業株式会社函館支店	業務企画室	〒 新川町1番6号	22-9126	26-3582	郵便局株式会社函館中央郵便局	総務担当	〒 新川町1番6号	22-9159	27-3657	〒 函館北郵便局	総務担当	〒 美原2丁目13番21号	46-0216	46-7862	〒 函館東郵便局	総務担当	〒 湯川2丁目9番1号	59-4241	59-5915	函館市医師会	総務課	〒 湯川町3丁目38番45号	36-0001	36-0007	函館歯科医師会		〒 大手町3番3号	23-3650	23-4765	函館薬剤師会		〒 大手町3番3号	23-3650	23-4765	日本赤十字社北海道支部函館市地区	函館市保健福祉部管理課社会担当	〒 東雲町4番13号	21-3255	26-4090	日本銀行函館支店	総務課	〒 東雲町14番1号	27-1161	24-2015	機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フアックス	北斗市	総務部総務課交通防災管財係	北斗市中央1丁目3番10号	73-3111 内線212	73-6970	七飯町	総務部総務課財政課防災車両係	七飯町本町6丁目1番1号	65-5797	66-2054	釧路町	総務・防災課	釧路町字菅浜299番地	01872-7-2111	01872-7-3086	関係機関連絡先一覧の新設	-	軽微
機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フアックス																																																																																																																																																																							
日本放送協会函館放送局	放送センター企画	〒千歳町13番1号	23-3784	23-4713																																																																																																																																																																							
北海道放送株式会社函館放送局	局長	〒 栗川町9番5号	55-8121	55-6615																																																																																																																																																																							
札幌テレビ放送株式会社函館放送局	局長	〒 美原1丁目48番3号	42-7277	42-4175																																																																																																																																																																							
北海道テレビ放送株式会社函館支社		〒 本町7番18号	55-9700	55-9745																																																																																																																																																																							
北海道文化放送株式会社函館支社		〒 五稜郭町1番14号	55-9690	55-8870																																																																																																																																																																							
株式会社テレビ北海道		札幌市中央区大通東6丁目	23-3232	27-5357																																																																																																																																																																							
			函館報道専用	函館報道専用																																																																																																																																																																							
函館山ロープウェイ株式会社FMいるか	次長	〒 元町18番11号	27-3700	23-3100																																																																																																																																																																							
北海道旅客鉄道株式会社函館支社	企画(総務)	〒 若松町12番5号	23-3359	26-6540																																																																																																																																																																							
日本貨物鉄道(株)北海道支社函館営業支店	函館貨物駅	〒 湊町1丁目35番地	42-5224	45-5980																																																																																																																																																																							
日本通運株式会社函館支店	総務	〒 若松町14番10号	23-8811	27-1182																																																																																																																																																																							
(株)函館地区トラック協会	総務課	〒 西結根町355番地32	49-1777	49-1659																																																																																																																																																																							
北日本通運株式会社	総務担当	〒 浅野町5番22号	42-7890	42-0180																																																																																																																																																																							
世宗運輸株式会社		〒 海岸町22番5号	42-4121	42-4120																																																																																																																																																																							
津軽海峡フェリー株式会社		〒 湊町3丁目19番2号	43-4545	-																																																																																																																																																																							
(株)函館地区バス協会	事務局次長	〒 高砂町10番1号	51-3136	55-8254																																																																																																																																																																							
東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道支店	総括担当	〒 東雲町14番8号	21-2011	24-2342																																																																																																																																																																							
北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループ	〒 千歳町25番15号	22-4111	22-2516																																																																																																																																																																							
北海道ガス株式会社函館支店	保安センター	〒 万代町8番1号	42-3817	43-4907																																																																																																																																																																							
郵政事業株式会社函館支店	業務企画室	〒 新川町1番6号	22-9126	26-3582																																																																																																																																																																							
郵便局株式会社函館中央郵便局	総務担当	〒 新川町1番6号	22-9159	27-3657																																																																																																																																																																							
〒 函館北郵便局	総務担当	〒 美原2丁目13番21号	46-0216	46-7862																																																																																																																																																																							
〒 函館東郵便局	総務担当	〒 湯川2丁目9番1号	59-4241	59-5915																																																																																																																																																																							
函館市医師会	総務課	〒 湯川町3丁目38番45号	36-0001	36-0007																																																																																																																																																																							
函館歯科医師会		〒 大手町3番3号	23-3650	23-4765																																																																																																																																																																							
函館薬剤師会		〒 大手町3番3号	23-3650	23-4765																																																																																																																																																																							
日本赤十字社北海道支部函館市地区	函館市保健福祉部管理課社会担当	〒 東雲町4番13号	21-3255	26-4090																																																																																																																																																																							
日本銀行函館支店	総務課	〒 東雲町14番1号	27-1161	24-2015																																																																																																																																																																							
機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	フアックス																																																																																																																																																																							
北斗市	総務部総務課交通防災管財係	北斗市中央1丁目3番10号	73-3111 内線212	73-6970																																																																																																																																																																							
七飯町	総務部総務課財政課防災車両係	七飯町本町6丁目1番1号	65-5797	66-2054																																																																																																																																																																							
釧路町	総務・防災課	釧路町字菅浜299番地	01872-7-2111	01872-7-3086																																																																																																																																																																							